

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(別紙2)
(内閣府26-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用				担当部局名	大臣官房 公文書管理課	作成責任者名	公文書管理課長 笹川 武				
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。				政策体系上の位置付け	適正文書管理の実施						
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正な管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。				目標設定の考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)(全般)	政策評価実施予定時期	平成30年2月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	59.6%	平成23年度	90%	平成28年度	対前年度比増 (59.6%)	対前年度比増 (83.5%)	遅くとも28年度に90%を目指す	遅くとも28年度に90%を目指す	90.0%	-	-	公文書等の管理に関する法律第5条第5項において、行政機関が作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものについては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 移管・廃棄の判断を早期に設定することは、行政文書ファイル等の内容を熟知している当該ファイル等の作成・取得者が判断に関与することが期待される。レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等の割合を向上させることは、行政文書等の誤廃棄の防止や歴史公文書等の確実な移管を促進し、達成すべき目標として設定している行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施に資するものと考えられる。このようなことから、測定指標を「当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合」とした。 レコードスケジュールの早期設定の定着をさらに促進するとともに、想定していなかった要因によりファイル数が大幅に増減した場合などであっても高水準の設定割合を維持することを目指し、次期内閣府本府政策評価基本計画の計画期間の最終年度となる平成28年度に設定割合を90%以上とすることを目標とする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 公文書管理推進経費 (平成24年度)	-	2,204 の内数	2,178 の内数	1,979 の内数		1	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。					
(2) 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	16,714 (14,098)	14,064 (12,787)	12,639	47,110		-	憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行うとともに、公文書管理法施行後5年(平成27年度末)の見直しに向けて制度の在り方について調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。					
施策の予算額・執行額	16,714 (14,098)	16,268 の内数	14,819 の内数	49,089 の内数	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針 演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	三浦 健太郎	参事官	三浦 健太郎		
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解・協力の促進						
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。				目標設定の考え方・根拠	実施した広報に対する国民の理解度・満足度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 重要施策に関する広報理解度等 テレビ《放送》(放送諸費)	(*)	(*)	-	-	-	-	(*)	-	-	-	-	・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・主要放送媒体であるテレビにおける広報理解度を放送媒体の指標とし、具体的にはビデオリサーチ社発行の「テレビコマercialカルテ」における「内容理解度(CM認知者ベース)」を指標とする。 (*平成26年度目標値は、平成25年度の効果測定結果を踏まえて、平成24年度及び25年度の結果を上回るように設定する。基準値、基準年もそれに合わせて決定する。
2 重要施策に関する広報理解度等 新聞《出版》(出版諸費)	(*)	(*)	-	-	-	-	(*)	-	-	-	-	・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・高い世帯普及率(1世帯あたり0.86部/2013年日本新聞協会調べ)を持つ、新聞における広報理解度を出版媒体の指標とし、具体的にはJ-MONITOR調査による広報理解度を指標とする。 (*平成26年度目標値は、平成25年度の効果測定結果を踏まえて、平成24年度及び25年度の結果を上回るように設定する。基準値、基準年もそれに合わせて決定する。
3 重要施策に関する広報理解度等(インターネット等 (事業諸費、政府広報ホームページ事業費))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	指標として、政府広報オンライン及び政府インターネットテレビの総ページビュー数及び総アクセス数等の種々データのいずれをどのように用いるのが適切か、平成26年度中に設定する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度							
(1) 放送諸費 (昭和24年度)	1,043,146千円 (1,017,019千円)	618,556千円 (810,282千円)	491,260千円	505,296千円	505,296千円	1・2	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビCMスポット及びラジオ定時番組の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・テレビCMスポット及びラジオ定時番組などの放送媒体は、幅広い年齢層へ訴求が可能であるとともに、視覚、聴覚などの人間の感覚に直接訴えるものであることから、広報内容をわかりやすく伝えることが可能である。この結果、理解度、満足度ともに高く、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。(ビデオリサーチ社発行のテレビコマercialカルテにおける、「内容理解度(CM認知者ベース)」が過去2年分の平均値(76.2%)を上回ること)					
(2) 出版諸費 (昭和24年度)	2,832,178千円 (2,897,818千円)	2,121,822千円 (2,037,445千円)	2,121,981千円	2,182,718千円	2,182,718千円	1・2	・政府の重要施策について、新聞、雑誌等の活字媒体を使い、効果的・効率的な広報を実施する。 ・国民各層が幅広く接触し、情報信頼度の高い新聞や、年齢層・性別・関心度などによりセグメントされたメディアである雑誌などの出版媒体を活用し、それぞれの特性に応じた、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。(J-MONITOR調査による広報の理解度が過去2年分の平均値(76.8%)を上回ること)					
(3) 対外広報諸費 (昭和24年度)	464,962千円 (413,123千円)	397,876千円 (394,469千円)	350,416千円	293,565千円	293,565千円	1・2	・海外向け広報として、平成19年度から電子媒体による月刊英字誌『Highlighting JAPAN』を発行。『Highlighting JAPAN』は、海外に向け、我が国に対する正しい理解と協力を得るため、政府全体の立場から政府の重要施策を紹介することを目的とする唯一の媒体である。このほか、内閣官房内閣広報室の総合調整の下、他省庁とも連携しながら海外メディアにおける広告などを適宜実施している。 (電子書籍閲覧:4000件/月、広告等実施業務:調達中のため未定)					
(4) 事業諸費 (昭和24年度)	751,107千円 (784,601千円)	639,937千円 (520,484千円)	610,495千円	1,732,175千円	1,732,175千円	1・2	・政府の重要施策に関する広報を、インターネットやモバイル等による広告やインターネット動画の制作により、効果的・機動的・重点的に実施するものである。 ・各種メディアを効果的・効率的に使用することで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。 (露出等媒体側の設定に基づいて調達している)					

(5) 政府広報ホームページ事業諸費 (平成14年度)	125,843千円 (116,404千円)	125,843千円 (121,774千円)	161,459千円	114,378千円	1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・政府のオフィシャルサイトとして、政府の重要施策に関する情報を分かりやすく提供するため、「政府広報オンライン」(文字情報)及び「政府インターネットテレビ」(動画情報)等の運営及びそのためのシステムの運用管理を実施するものである。 ・当該サイトを効果的・効率的に運営・運用していくことで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。(指標として政府広報オンライン及び政府インターネットテレビの総ページビュー数及び総アクセス数等の種々データのいずれをどのように用いるのが適切か、平成26年度中に設定する) 	
(6) 東日本大震災からの被災地の復興に向けた情報提供 (平成24年度)	—	250,828千円 (250,566千円)	217,873千円	224,097千円	1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の復興に向けて、生活再建や事業再建等、被災者が必要とする情報を提供するために、政府の復興施策等について被災地を中心に広報を実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効率的な政府広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。(重要施策に関する広報の理解度:92%、満足度:89%) 	
(7) 戦略的広報経費(国内) (平成25年度補正)	—	—	1,000,863千円	—	1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効率的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力促進に寄与する。(重要施策に関する広報の理解度:78.3%、満足度:69.3%) 	
施策の予算額・執行額	5,217,236千円 (5,228,965千円)	4,154,862千円 (4,135,020千円)	4,954,347千円	5,052,229千円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-3(政策2-施策②))

施策名	国際広報の強化				担当部局名	大臣官房政府広報室				作成責任者名	参事官 金子 正志		
施策の概要	日本経済の再生に向けて、我が国企業のグローバルな活動を推進していくためには、国際場裏での日本理解の促進と親日感の醸成が重要。このため、対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行う。				政策体系上の位置付け	政府広報による政府施策の理解、協力の促進							
達成すべき目標	国際世論に影響力を有する政財官学のオピニオンリーダー等をはじめとして、国際社会において事実関係に関する正しい認識と、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透			目標設定の考え方・根拠	行政改革推進会議「秋のレビュー」を踏まえ、我が国の基本的立場や政策に関する認知、及び理解の浸透を把握し、国際広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、諸外国の対日理解度の向上を目指す				政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1	我が国の基本的立場や政策に関する認知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・行政改革推進会議「秋のレビュー」を踏まえ、政府が行う広報関係事業について、広報すること自体を目的とするのではなく、目的やターゲットを明確にした上で、認知度の広さを把握することが重要なため。 ・基準値及び目標値については新規事業のため、25年度及び26年度の調査結果を踏まえ設定。
2	我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・行政改革推進会議「秋のレビュー」を踏まえ、政府が行う広報関係事業について、広報すること自体を目的とするのではなく、目的やターゲットを明確にした上で、理解度の深さを把握することが重要なため。 ・基準値及び目標値については新規事業のため、25年度及び26年度の調査結果を踏まえ設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度									
(1)	重要事項に関する戦略的 対外広報諸費 (平成26年度)	-	-	-	1,509,324 千円	1・2	対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力(メディア等)も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行うことで、我が国の基本的立場や政策について正しい認識の促進及び理解の浸透を図る。						
(2)	国際世論対策諸費 (平成25年度)	-	-	499,931 千円	-	1・2	これまでの我が国の取組及び現在の我が国の重要政策・課題に関して、国際社会に対して戦略的かつ効果的に情報発信を行う。具体的には、外部専門家による調査・分析等、情報発信資料の作成等、国際シンポジウム等の実施、インターネット上での広報等を、各府省と連携し、役割分担を図りながら実施						
(3)	戦略的広報経費(国際) (平成25年度補正)	-	-	814,078千 円	-	1・2	国際社会への日本の発信力を強化するため、官邸を司令塔として、民間の力も活用し、あらゆるツールを用いた広報を実施(平成26年度に繰越し、事業実施予定。調査等についても平成26年度実施予定)						
施策の予算額・執行額	-	-	1,314,009 千円	1,509,324 千円	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「海外広報体制の強化：政府一体となった国際広報活動を強化することを目的に本年4月から開催されている「国際広報強化連絡会議」を最大限に活用し、クールジャパンやデジタル・ジャパン、インベスト・ジャパン等の施策について各省庁の広報機会・コンテンツ等を共有するなど、海外広報を強化する。」(「日本再興戦略」H24.6.14閣議決定)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-4(政策2-施策③))

施策名	世論の調査					担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官事務代理 廣瀬 健司			
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取、及び国民対話により、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。					政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
達成すべき目標	広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業への反映等を図る。				目標設定の考え方・根拠	公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減等をはかることができる。			政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 各府省の審議会、白書などでの世論調査結果の引用回数	平成26年度調査18件予定	平成26年度	平成26年度調査件数以上	平成26年度	当該年度調査件数(17)以上	当該年度調査件数(17)以上	当該年度調査件数(18)以上	-	-	-	-	世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 世論調査等諸費(昭和22年度)	173,930千円 (89,252千円)	158,451千円 (144,529千円)	158,443千円	160,487千円	1	・世論調査の実施、国政モニター制度の運営及び国民対話の実施 ・科学的な方法による公正な世論調査の実施等で世論を把握することにより、政府等にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、もって政府施策の企画立案等に寄与する。						
施策の予算額・執行額	173,930千円 (89,252千円)	158,451千円 (144,529千円)	158,443千円	160,487千円	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-5(政策3-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理					担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務)北條純人			
施策の概要	第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。 平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。					政策体系上の位置付け	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。				目標設定の考え方・根拠	平成9年に発効した化学兵器禁止条約に基づく。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 平成25年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合	-	-	100%	平成26年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意した。平成22年度に江蘇省南京市で、また、平成24年度には河北省石家荘で、当地及び周辺に保管されている遺棄化学兵器の廃棄処理を開始した。 平成26年度はハルバ嶺における試験廃棄処理を開始する予定であり、その進捗よく割合を目標値として設定する。
2 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	-	-	肯定評価	平成26年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価	-	-	-	-	事業において中国側の協力を得ることが重要かつ不可欠であるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
遺棄化学兵器廃棄処理事業(1)業担当室経費(平成11年度)	251,449 (224,640)	252,764 (215,973)	240,025	257,192		1.2	事業の企画・調達・運営・管理及び中国との協議等、廃棄処理に必要な業務を適切に行う。また、事業執行の透明性を高めるため事業全般について助言を行う有識者会議を開催するとともに、専門的な分野(建築・施工管理、化学物質分析等)について高度な知見を有する事業参与(非常勤)を採用するなど体制の強化を図っている。					
遺棄化学兵器廃棄処理事業(2)業経費(平成11年度)	18,743,784 (17,887,438)	20,518,229 (20,334,343)	20,772,099	26,442,857		1.2	中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、保管、廃棄処理を行う。 平成26年度においても、吉林省ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収、保管を行う。また、平成25年度から河北省石家荘市で実施している移動式処理設備による廃棄処理を引き続き実施し、並行して今後の廃棄処理場所の整備等を行う。					
施策の予算額・執行額	18,995,233 (18,112,078)	20,770,993 (20,334,343)	21,012,124	26,700,049	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-6(政策4-施策①))

施策名	原子力災害対策の充実・強化					担当部局名	原子力災害対策担当室	作成責任者名	参事官 森下 泰			
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。					政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化					
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力施設周辺地域において防災活動上必要となる資機材、設備、施設等を着実に整備するなどして、原子力災害対策の充実・強化を図る。				目標設定の考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
1 原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化件数	24道府県	平成24年度	24道府県	平成26年度	24道府県	24道府県	24道府県	-	-	-	-	平成24年度、原子力規制委員会において、原子力災害対策指針が策定されたところ、これにより、原子力発電施設に係る原子力災害対策重点区域が、従来の周囲10kmの範囲であったものが周囲30km(目安)の範囲に拡大された。このため、原子力発電施設及びそれ以外の原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲に含まれる24道府県を対象として、これら道府県が行う原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備を着実に支援しているところ。こうした原子力防災体制の充実・強化は継続的な取組として行う必要があるため
2 地域防災計画を策定する都道府県への支援件数	24道府県	平成24年度	24道府県	平成26年度	24道府県	24道府県	24道府県	-	-	-	-	原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)においては、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき地域防災計画(原子力災害対策編)を改定する必要がある。これら道府県による地域防災計画の見直しについては、国として、同計画の策定マニュアルを示すとともに、説明の場を設けるなどして、積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の見直しは継続的な取組として行う必要があるため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金		62.3億円	110.5億円	120.5億円	1.2	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる防災対策に対して所要の支援を行う。						
(2) 原子力施設等防災対策等交付金		27.4億円	27.2億円	20.4億円	1.2							
(3) 原子力発電施設周辺地域防災対策交付金		17.7億円			1.2							
(4) 原子力災害対策施設整備費補助金		111億円	200億円		1.2							
施策の予算額・執行額		218.4億円	337.7億円	140.9億円	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-7(政策5-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報					担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当)坂田進			
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。また、上記の我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。					政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進					
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。				目標設定の考え方・根拠	昨年度の実績を踏まえて目標設定した。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判決が下された件数	-	-	0件	平成26年度	0件	0件	0件					(参考) 苦情処理件数 平成24年度:1件、平成25年度:**件。
2 HPへのアクセス件数	P	平成25年度	P	平成26年度	前年度比増(45,378)	29,354件	P	-	-	-	-	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が適当である。また具体的な目標値については、平成25年度の実績値に基づいて設定する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
政府調達苦情処理の推進(1)に必要な経費(平成8年度)	3,658(1,236)	3,374(1,488)	3,079(0)	3,247	1	<ul style="list-style-type: none"> 政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。 また、政府調達苦情処理体制を紹介する広報パンフレットの作成及びHPへの制度内容・苦情申立て検討経緯の公表、また「政府調達セミナー」(外務省主催)等への参加を通じて、苦情処理体制の周知を行う。 					-	
施策の予算額・執行額	3,658(1,236)	3,374(1,488)	3,079(0)	3,247	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-8(政策5-施策②))

施策名	対日直接投資の推進					担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用) 高橋 淳			
施策の概要	対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションを通じて日本経済の成長力を強化することから、その促進のための施策を講じている。「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、KPIとして2020年までに対内直接投資残高を35兆円へ倍増することを目指すこととしている。					政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進					
達成すべき目標	2020年末時点における対内直接投資残高35兆円					目標設定の考え方・根拠	「日本再興戦略」(平成25年6月)にて設定	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 対内直接投資残高[兆円]	17.8	平成24年度	35	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	2013年の産業競争力会議での議論を踏まえ、「日本再興戦略」(平成25年6月)において、KPIとして対内直接投資残高を2020年(平成32年)に35兆円へ倍増させるという目標を設定。産業競争力会議フォローアップ分科会などを通じて現状分析や課題の整理をすることで、目標達成に向けた施策の強化を検討していく。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 対日直接投資の促進に必要な経費(平成18年度)	9,654千円 (1,492千円)	8,573千円 (6,386千円)	8,573千円	9,238千円	1	「日本再興戦略」(平成25年6月)において以下の4つの取組を掲げており、各府省庁で連携しながら個別の関連施策を推進し、目標達成を目指す。 1) 特区制度の抜本的改革、2) 政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化、3) 国際会議等(MICE)誘致体制の構築・強化、4) 高度外国人材の活用 また、外国企業等からの意見を聴取しつつ、対日直接投資促進に向けた課題を整理するとともに、ワンストップでの対応体制強化やプロモーション・広報活動の強化等を検討し、「日本再興戦略」の改訂版への反映等を通じ、対日直接投資の促進を行う。						
施策の予算額・執行額	9,654千円 (1,492千円)	8,573千円 (6,386千円)	8,573千円	9,238千円	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-9(政策5-施策③))

施策名	緊急雇用対策の実施					担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 坂田 進			
施策の概要	成長分野における人材の育成・確保及び被災地の復興に役立つ人材の育成のため、育成プログラムの認証とキャリア段位(レベル)の認定を、被災地において重点的に実施しつつ、全国的に展開する。					政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進					
達成すべき目標	2020年度(平成32年度)において、レベル認定者数を22万人程度とする。 (介護:13万人程度、カーボン:5万人程度、6次:4万人程度)					目標設定の考え方・根拠	平成24年8月に実施した「介護プロフェッショナルWG」「カーボンマネジャーWG」「食の6次産業化プロデューサーWG」において目標を設定	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 レベル認定者数[累計]	-	-	22万人	平成32年度	-	-	4.3万人	-	-	-	-	平成24年8月に実施した「介護プロフェッショナルWG」「カーボンマネジャーWG」「食の6次産業化プロデューサーWG」において目標を設定。平成32(2020)年度まで、及び制度創設後3年間の目標を設定。
2 アセッサー等(評価者)の数[累計]	-	-	6,000人	平成26年度	-	2,000人	6,000人					レベル認定のための体制整備の進捗状況を評価するため、レベル認定の前提となる「できる(実践的スキル)」を評価するアセッサー等(評価者)の養成数を目標として設定。レベル認定者数の目標に向けて、各年度必要と考えられるアセッサー等(評価者)の数を設定。
3 認証された育成プログラムの数[累計]	-	-	40	平成26年度	-	20	40					レベル認定のための体制整備の進捗状況を評価するため、レベル認定の前提となる「わかる(知識)」の評価のための教育機関における認証された育成プログラムの数を目標として設定。レベル認定者数の目標に向けて、各年度必要と考えられる認証された育成プログラムの数を設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
実践キャリア・アップ戦略 (1)の実施に必要な経費 (平成24年度)	-	580,010	340,028	267,142		1、2、3	平成24～26年度の制度立上げ期間において、レベル認定事業を実施する機関に対し、実践キャリア・アップ戦略事業費補助金を交付する。レベル認定事業を実施する機関が手数料等の収入により事業運営できるまでの期間、レベル認定事業の実施経費に対し補助を行うことにより、実践キャリア・アップ戦略の推進のための基盤整備を行い、成長分野における人材の育成・確保を図る。なお、平成27年度以降は、同補助金は交付せず、レベル認定事業を実施する機関が独立採算で事業を運営。					
施策の予算額・執行額	-	580,010	340,028	267,142	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-10(政策5-施策④))

施策名	道州制特区の推進				担当部局名	内閣府政策統括官 (経済財政運営担当)		作成責任者名	道州制特区担当室 参事官 辻 庄市			
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域推進計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的議論の進展を図る。				目標設定の考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数 (平成27年度までに10件以上)	10件	22年度	10件以上	27年度	-	-	10件以上	10件以上	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき、国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。 ・上記目標の達成状況を確認するため、政策評価における定量的な測定指標として、国からの事務・事業の移譲件数(累計)である10件を最低現の目標として設定。現在の道州制特別区域基本方針では計画期間を27年度までとしているため、測定指標についても27年度を区切りとして設定している。 ・特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案に基づき、国からの事務・事業の移譲を行うため、北海道から提案が提出され、かつ提案の内容が権限移譲を目的としたものであることが必要となる。現在国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数が10件であることから、「10件以上」と設定する。
					0							
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 制度の評価の実施	実施		27年度		・道州制特別区域基本方針(閣議決定)において、計画期間満了時の評価を定めているため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 道州制特区の推進に必要な経費(平成18年度)	1585千円	1591千円	1179千円	1161千円	2	将来の道州制導入の検討に資するため、今までに移譲した事務・事業等のフォローアップ調査等を行うもの。						
施策の予算額・執行額	1585千円 (577千円)	1591千円 (259千円)	1179千円 (-)	1161千円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-11(政策5-施策⑤))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)民間資金等活用事業推進室	作成責任者名	参事官 井上 誠				
施策の概要	・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的を実施。 ・国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針を踏まえた民間資金活用事業の一層の推進				目標設定の考え方・根拠	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成25年9月20日閣議決定)において、官民が適切に連携しつつ、民間にとって魅力的な事業を推進することとされたため。	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 PFI事案件数	418件	25年度	対25年度比増	26年度	-	-	対25年度比増	-	-	-	-	PFIの推進を測定するため、PFI事案件数を測定指標とする。
					418件	428件(H25.9.30現在)	-	-	-	-	-	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
2 地方公共団体へのPFI専門家派遣件数	34件	25年度	対25年度比増	26年度	-	-	対25年度比増	-	-	-	-	PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として、PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣。
					33件	34件	-	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 民間資金等活用事業調査等に必要経費(平成13年度)	43,686(21,808)	45,809(30,271)	32,454	35,618		1.2	・PFI事業の推進を図るため、制度改善に係る調査、新制度の広報等を実施。 ・PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として下記を実施。 地方公共団体へのPFI専門家の派遣:PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣。 ワンストップ窓口の設置:内閣府に実務経験者を配置し、PFI事業の実務に関するアドバイス等の支援を行う。					
(2) 民間資金等活用事業の促進に必要な経費(平成25年度)	-	-	64,905	64,631			地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業を推進するため、これらについて検討しようとしている地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた調査の検討に対する支援を行う。具体的にはPFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、地方公共団体等の案件形成に対する支援を行う。					
(3) 民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費(平成24年度)	-	583,470(331,506)	492,282	49,845			東日本大震災復興特別区域法の対象区域内を対象として、震災復興に当たりPFI手法の活用を検討しようとしている地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた調査の検討に対する支援を行う。公共施設運営権を活用した案件、複数の施設を包括的に整備・運営する案件などを対象とする。具体的にはPFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、地方公共団体等の案件形成に対する支援を行う。					
施策の予算額・執行額	43,686(21,808)	629,279(361,777)	589,641	150,094	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回国会経済演説「民間投資の喚起による成長力強化を実現するため、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの着実な推進とともに、民間資金等活用事業推進機構の適切な運営の確保及び密接な連携を図ってまいります。」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-12(政策5-施策⑥))

施策名	競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)公共サービス改革推進室	作成責任者名	参事官 後藤 和夫				
施策の概要	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。				目標設定の考え方・根拠	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 対象事業数に占める新プロセス等への移行割合	8%	25年度	34%	28年度	-	-	-	-	34%	-	-	公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、内閣府の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標が概ね達成され、経費削減の面で効果をあげているなど良好な実施結果が得られた場合、監理委員会の関与を軽減等した新プロセス等へ移行することを認めている。 そのため、良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するための指標として、現在の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定した。 また、目標値(水準)は、公共サービスについて不断の見直しを行い、今後も対象事業数が増加していく中で、監理委員会の充実した審議を可能とするため、継続的に達成すべき水準として平成28年度までに34%としたものである。
2 当該年度における新プロセス等への移行割合	28%	25年度	30%	平成26年度～28年度の3年平均	-	-	平成26年度から28年度の3年平均で30%			-	-	上記1の目標を達成し、良質かつ低廉な公共サービスの実現を図るためには、各年度において新プロセス等への移行を推進する必要があることから、当該年度に評価を行った事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合が3年平均で30%を上回ることを目標値として設定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
競争の導入による公共(1)サービスの改革の推進に必要な経費(平成18年度)	28,130 (21,927)	27,186 (17,840)	22,243	19,650	1	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。						
施策の予算額・執行額	28,130 (21,927)	27,186 (17,840)	22,243	19,650	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針について(平成25年6月14日閣議決定)					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-13(政策5-施策⑦))

<p>施策名</p>	<p>市民活動の促進</p>				<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(社会基盤担当) 参事官(市民活動促進担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(社会基盤担当) 沓澤 隆司 参事官(市民活動促進担当) 日下部 英紀</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>1. 市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用を行う。 2. 専門分野に特化したマネジメント人材の育成により中間支援機能の強化を図るため、各専門分野におけるノウハウの移転について、調査、企画、実際の支援を実施する。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>経済財政政策の推進</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>1. 本施策の推進により、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 専門性の高いマネジメント人材の育成に取り組むとともに、ノウハウ移転を受けた中間支援機能の強化を図ることで、NPO等による地域課題の解決等を継続・発展させていく。 3. NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>1. 特定非営利活動促進法の運用が基幹業務である為、目標を設定した。なお、本法は平成24年4月に改正がなされたことから、基本的には平成25年度を目標の基準値としている。 2. 「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、目標を設定した。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の施策内容を踏まえ、目標を設定した。</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成27年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数</p>	<p>(174法人以上)※ 25.12.27現在</p>	<p>対前年度比増 26年度</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>制度周知の結果として、新認定法人制度による認定(仮認定)特定非営利活動法人の認定数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。</p>
<p>2 内閣府NPOホームページのアクセス数</p>	<p>(335,711)※ H25.4~H25.12</p>	<p>対前年度比増 26年度</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>対前年度比増</p>	<p>対前年度比増</p>	<p>対前年度比増</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>制度周知の結果として、平成25年度のホームページアクセス数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。適宜、世論調査を実施し、国民の理解の浸透度を測ることとしている。</p>
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>	<p>目標</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>3 市民活動の担い手の運営力強化</p>	<p>市民活動の担い手の運営力の強化</p>	<p>「市民活動の担い手の運営力強化事業」の実施</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定。実施事業の中から任意の事業者を抽出して、受講者の達成度を確認する方向で検討中。 (*)事業選定後、達成度指標が明確になり次第、記入する。</p>

4 NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進	NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の制度創設	25年度	「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及び県等への通知、活用	26年度	-	-	-	-	-	-	-	「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、当該事業の実施状況の分析、検証等の適切な実施及び県等への通知を設定。さらに、検証の成果物を復興支援事業の研修等で活用することを検討する。
					-	-	-	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
(1) 市民活動の促進に必要な経費(平成10年度)	151,104 (126,249)	125,386 (77,301)	122,925	126,217	1~4	<p>1. 2. 特定非営利活動法人は、市民活動の主要な担い手の一つとして、多様化する社会ニーズや課題にきめ細かく機動的に対応するものであり、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されている。こうした活動の一層の促進のため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用等を行う。これにより、改正特定非営利活動促進法に基づき法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府NPOポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組みを整備したことは、制度全体の信頼性の維持に寄与する。 【1、認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の増加数:174法人 2、内閣府NPOホームページのアクセス数:335,711】</p> <p>3. 自立して活動を継続できるNPO等の担い手の拡大に向けて、寄附などの資金集めやネットワークの構築等について、新たな中間支援の方法を調査、企画し、実際の活動における有効性等を実証・検証するとともに、その結果を「全国報告会」の開催を通じて共有し、中間支援組織の育成・連携強化に繋げていく。これにより、中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展に寄与する。</p> <p>4. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施する。これにより、NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。</p>	
施策の予算額・執行額	151,104 (126,249)	125,386 (77,301)	122,925	126,217	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会経済演説“地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。”	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-14(政策5-施策⑧))

施策名	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進					担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(社会基盤担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 沓澤 隆司					
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。					政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進							
達成すべき目標	自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。					目標設定の考え方・根拠	被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは設立後間もなく経営ノウハウが不足していたり、財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。		政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度					
1 本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果	— (事業未実施)	—	70点以上 (3県の平均値)	26年度	—	—	70点	—	—	—	—	—	—	・当該事業で各県が実施する講習会において実施する考査により施策の効果を評価することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・平成26年度事業において3県が掲げる目標値(事前の聞き取りによる)を参考として目標値を設定。
2 本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数	— (事業未実施)	—	60件	26年度	—	—	60件	—	—	—	—	—	—	・当該事業において、支援活動を行うNPO等間のネットワークが形成されることにより、NPO等の運営力の強化が図られることから、当該項目を測定指標として設定。 ・平成26年度事業における3県の採択予定件数(事前の聞き取りによる)を参考として目標値を設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度	25年度	26年度										
(1) NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業(平成25年度)(関連:26-13(政策5-施策⑦))	—	—	260,000	246,857	1, 2	・3県が、中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導を実施。当該事業によって、より多くのNPO等の基礎的能力の強化が図られることにより、被災3県等における継続的な復興・被災者支援の推進に寄与。 ・復興・被災者支援(3県から他県に避難されている方々への支援を含む)等のうち、NPO等の運営力強化を図ることとする人材育成やネットワークの形成等に係る先駆的な取組に対して3県を通じて支援を実施。当該事業で、NPO等の実践的な活動がより多く実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。								
施策の予算額・執行額	—	—	260,000	246,857	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回国会経済演説 “地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。”							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-15(政策5-施策⑨))

<p>施策名</p>	<p>国内の経済動向の分析</p>					<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済財政分析担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(総括担当) 増島 稔</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月一回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。</p>					<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>経済財政政策の推進</p>			
<p>達成すべき目標</p>	<p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p>					<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>我が国の景気は、緩やかに回復している。ただし、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれ、景気のみめ細やかな実情把握が求められている。 このため、月次で景気動向を把握していく(月例経済報告)とともに、概ね半年に一度、経済の構造面にまで踏み込んだ分析を実施(経済財政白書、日本経済)し、国民各層への情報提供を行う。 (参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解) 1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。 2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、復興大臣、公務員制度改革担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成27年8月</p>	
<p>測定指標</p>	<p>基準 基準年度</p>	<p>目標 目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 報道の状況</p>	<p>主要全国紙における関連記事掲載数(月平均) 平成25年度</p>	<p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載 平成26年度</p>	<p>24年度 毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>25年度 毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>26年度 毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。</p>

2	月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数	内閣府HPにおける月例経済報告のページへのアクセス件数	平成25年度	対前年度並以上	平成26年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上							我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3	年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数	内閣府HPにおける年次経済財政報告(経済財政白書)のページへのアクセス件数	平成25年度	対前年度並以上	平成26年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上							我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
4	日本経済のホームページにおけるアクセス件数	内閣府HPにおける日本経済(ミニ白書)のページへのアクセス件数	平成25年度	対前年度並以上	平成26年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上							我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
国内の経済動向調査等に (1) 必要な経費 (平成12年度)	56,068 (48,091)	47,986 (38,061)	46,706	48,024		全て	質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。	

施策の予算額・執行額	56,068 (48,091)	47,986 (38,061)	46,706	48,024	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における甘利内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成26年1月24日)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)
------------	--------------------	--------------------	--------	--------	------------------------------------	--

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-16(政策5-施策⑩))

施策名	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析				担当部局名	政策統括官(経済財政分析)				作成責任者名	参事官(地域担当) 川辺 英一郎	
施策の概要	地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。			目標設定の考え方・根拠	地域経済について、地域経済動向の迅速かつ確かな情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に係る政策提案に資する基礎資料を作成・提出する。このため、毎月「景気ウォッチャー調査」の作成により、足元の景気判断を取りまとめ、四半期に一回、全国11地域の経済動向について調査・分析をし、年に一回、地域経済の総合的な分析等を行い、「地域の経済」を作成している。				政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			施策の進捗状況(実績)									
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 報道の状況	主要全国紙における関連記事掲載数(月平均)	平成23年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	平成26年度	—	—	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載					地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 景気ウォッチャー調査のホームページにおけるアクセス件数	内閣府HPにおける景気ウォッチャー調査のページへのアクセス件数	平成25年度	対前年度並以上	平成26年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上					地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 地域経済動向のホームページにおけるアクセス件数	内閣府HPにおける地域経済動向のページへのアクセス件数	平成25年度	対前年度並以上	平成26年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上					地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
4 地域の経済のホームページにおけるアクセス件数	内閣府HPにおける地域の経済のページへのアクセス件数	平成25年度	対前年度並以上	平成26年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上					地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
国内の経済動向調査等に(1)必要な経費(平成12年度)	125,157 (119,302)	122,546 (115,952)	121,517	126,193	全て	「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。						
施策の予算額・執行額	125,157 (119,302)	122,546 (115,952)	121,517	126,193	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-17(政策5-施策⑪))

施策名	海外の経済動向の分析				担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(海外担当) 村山裕				
施策の概要	海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、景気情勢等の判断を行い、その成果を「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)に反映させる。また、OECD各国経済審査会等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	我が国の適切かつ機動的な経済財政運営に資するため、海外経済や国際金融に関する的確な情報の収集と正確な調査・深い分析を行い、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)等に反映させ、政府部内で共有するとともに、国内外に公表し広く情報提供を行う。				目標設定の考え方・根拠	きめ細かい視点(月次)と中長期的視点(年2回)を併存させつつ、国民各層に情報提供を行う。	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			施策の進捗状況(実績)									
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 報道の状況(月例経済報告)	主要全国紙における関連記事掲載数(月平均)	毎月、主要紙6紙(日経、読売、朝日、産経、東京)への関連記事掲載	平成25年度	平成26年度	-	-	毎月、主要全国紙6紙への関連記事掲載					我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 報道の状況(世界経済の潮流)	主要全国紙における関連記事掲載(半年平均)	半年平均で主要全国紙6紙(同上)中、3紙への関連記事掲載	平成25年度	平成26年度	-	-	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載					我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 世界経済の潮流のホームページにおけるアクセス件数	内閣府HPにおける世界経済の潮流のページへのアクセス件数	対前年度並以上	平成25年度	平成26年度	-	-	対前年度並以上					我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 海外の経済動向調査等に必要経費(平成12年度)	36,423(34,205)	35,473(-)	34,389	34,969	全て	海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。						
施策の予算額・執行額	36,423(34,205)	35,473(32,817)	34,389	34,969	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-18(政策6-施策①))

施策名	国家戦略特区の推進					担当部局名	内閣府地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 宇野 善昌			
施策の概要	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。					政策体系上の位置付け	地域活性化の推進					
達成すべき目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。					目標設定の考え方・根拠	国家戦略特別区域法第1条 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成27年12月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 認定国家戦略特別区域計画について、区域会議に対する調査もしくは当該会議による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均値	-	平成26年度		平成32年度	-	-	(*)					国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とした。(*)目標等は具体的な区域及び区域計画が定まった上で設定する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 規制・制度改革等の実現 (平成25年度)	-	-	-	-	1	1	国家戦略特区では、大胆な規制・制度改革等を実現することで、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」といった観点から、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図る。実現した規制の特例措置を活用し、認定国家戦略特区計画に定める特定事業等を推進することで目標達成を目指す。					
(2) 税制上の支援措置 (平成26年度)	-	-	-	-	1	1	即時償却を含む設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例等の税制上の支援措置を活用し、認定国家戦略特区計画に定める特定事業等を推進することで目標達成を目指す。					
(3) 国家戦略特区の推進に必要経費 (平成26年度)	-	-	-	177,506	1	1	国家戦略特区の推進に資する事業を行うベンチャー企業等が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、当該特区における目標達成に向けた取組を推進する。					
施策の予算額・執行額	-	-	-	199,324	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 第Ⅰ. 3. (2)「国家戦略特区」を突破口とする改革加速 第Ⅱ. 一. 5. ①「国家戦略特区」の実現、第Ⅱ. 三. 3. ①〇特区制度の抜本的改革						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-19(政策6-施策②))

施策名	中心市街地活性化基本計画の策定支援				担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 滝澤 秀樹				
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	-	-	60%	平成26年度		60%	60%					計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 関連する指標	達成手段の概要等						平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 中心市街地活性化の 推進に必要な経費 (平成19年度)	2,311 (1,603)	12,102 (5,653)	10,802	16,363	1	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成等を行う。						
施策の予算額・執行額	2311 (1,603)	12,102	10,802	16,363	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		基本計画の認定を受けることが、大規模小売店舗立地法の特例の適用や基本計画に記載した事業に対する社会資本整備総合交付金の交付率の拡大など、関係省庁の総合的な支援を受けつつ、中心市街地の活性化のための事業に取り組む端緒となる。					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-20(政策6-施策③))

施策名	構造改革特区計画の認定					担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 七尾 英弘			
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。					政策体系上の位置付け	地域活性化の推進					
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。					目標設定の考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 規制緩和のうち全国展開された割合	72%	24年度	75%	26年度	—	—	75%	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の推進を図る上では、規制緩和のうち全国展開された数の割合が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数についても定量的な指標であるため測定指標とする。 ・規制緩和のうち全国展開された数の割合は、年度における評価・調査委員会の結果により左右されるが、全国展開しないことが望ましい特区もあるため同程度の目標値を設定したものである。なお、評価・調査委員会を行わず全国展開される規制の特例措置も存在する。
2 構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	22件	26年度	32件	30件	22件	—	—	—	—	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 構造改革特別区域計画の認定等に必要経費(平成14年度)	26,823 (21,365)	25,899 (20,807)	25,105	25,064	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作製する。 						
施策の予算額・執行額					施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					—		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-21(政策6-施策④))

施策名	地域再生計画の認定				担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 小川 陵介				
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生等を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。				目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 地域再生計画の認定件数	100件	平成20年度	144件	平成26年度	100件	95件	144件	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。 ・目標値については、平成23年度・平成24年度の計画認定の実績値及び平成26年度末で計画期間が満了する計画のうち、改めて認定を受ける計画の見込み件数に基づいて設定した。
					50件	60件(P)	-	-	-	-	-	
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	平成20年度	70%	平成26年度	70%	70%	70%	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・目標値については、平成24年度の実績値に基づいて設定した。
					67.0%	P	-	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
地域再生計画の認定等に(1)必要な経費(平成17年度)	28,930 (20,428)	29,392 (20,178)	29,046	28,149	1,2	<ul style="list-style-type: none"> ・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。 ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・地域づくり情報に関する総合情報サイトで、地域活性化に係る施策、活用事例等を掲載。 						
施策の予算額・執行額	28,930 (20,428)	29,392 (20,178)	29,046	28,149	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-22(政策6-施策⑤))

施策名	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定				担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 小川 陵介				
施策の概要	地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国の確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。				目標設定の考え方・根拠	・地域再生法(17法律第24号)第13条第1項 ・地域再生基本方針(17年4月22日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	70%	平成23年度	80%	平成26年度	70%	70%	80%	-	-	-	-	・施策(地域再生基盤強化交付金による支援)を活用して事業を完了させた地方公共団体へアンケートを行い、本施策の有効性を調査することとしているため、その調査結果を測定指標とした。 ・目標値については、平成24年度及び平成25年度の実績値を勘案し設定した。
					87%	93%	-	-	-	-	-	【参考(本交付金の持つメリット)】 ①類似施設の一体的整備 ②効果発現時期の不一致解消 ③地方の裁量による予算配分の実施 ④申請窓口の一本化
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	-	-	70%	平成26年度	-	-	70%	-	-	-	-	・認定地域再生計画に基づく地域再生基盤強化交付金事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・当該指標による評価の初年度であり、比較の対象となる実績値等が存在しないことから、政策⑥-施策④「地域再生計画の認定」の測定指標(計画期間が終了した認定地域再生計画に記載された目標の達成割合)に準じて目標値を設定した。なお、平成27年度以降は、前年度の実績に基づく目標値を設定することとしている。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 地域再生の推進のための施設整備に必要な経費(平成17年度)(関連25-19(政策6-施策③))	62,000,000 (62,000,000)	69,300,000 (69,300,000)	62,720,000	45,118,000		1	・地域再生基盤強化交付金を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査を実施。 ・各地方公共団体等での施策説明会の開催など本交付金の制度、メリットの周知を図る。 ・各地方公共団体の実施状況やその効果について適切にフォローアップを実施(現地調査)。 ・HP(地域再生本部)において、地域活性化に係る施策や活用事例等の情報提供を実施。					
(2) 地域再生の推進のための施設整備に必要な経費(平成17年度)(関連25-19(政策6-施策③))	-	5,760,942 (5,760,942) 東日本大震災復興特別会計	-	-		-						
施策の予算額・執行額	62,000,000 (62,000,000)	75,060,942 (75,060,942)	62,720,000	45,118,000	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-23(政策6-施策⑥))

施策名	地域再生支援利子補給金の支給				担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 小川 陵介				
施策の概要	認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。				目標設定の考え方・根拠	地域における創意工夫を生かしつつ、住みよい地域社会の実現を図ることを理念とし、地域再生基本方針(閣議決定)において、「(…略…)民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行う」とことされている。 地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
計画期間が終了した地方公共団体に対する調査 1で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	-	-	70%	平成26年度	-	-	70%	-	-	-	-	・地域再生支援利子補給金の活用を記載した認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・当該指標による評価の初年度であり、比較の対象となる実績値等が存在しないことから、政策⑥-施策④「地域再生計画の認定」の測定指標(計画期間が終了した認定地域再生計画に記載された目標の達成割合)に準じて目標値を設定した。なお、平成27年度以降は、前年度の実績に基づく目標値を設定することとしている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 地域再生の推進のための利子補給金の支給に必要な経費(平成20年度)	107,324 (94,650)	170,811 (152,678)	223,389	249,965	1	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)						
施策の予算額・執行額	107,324 (94,650)	170,811 (152,678)	223,389	249,965	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-24(政策6-施策⑦))

施策名	特定地域再生計画の推進				担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 小川 陵介			
施策の概要	少子高齢化対応、低未利用資源の有効活用等、全国の地域に共通する重要な政策課題を特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的かつ総合的な支援を行うため、地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する特定政策課題の解決に資する事業を記載した地域再生計画の認定を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進					
達成すべき目標	特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対して重点的な支援を行い、地域における地域再生の戦略的な取組の強化を図るとともに、当該取組から全国に波及するモデル事業を構築することにより、我が国全体の成長につなげていく。				目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値								
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	-	-	70%	-	-	-	-	-	-	-	・特定政策課題の解決に資する事業を記載した認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・当該指標による評価の初年度であり、比較の対象となる実績値等が存在しないことから、政策⑥-施策④「地域再生計画の認定」の測定指標(計画期間が終了した認定地域再生計画に記載された目標の達成割合)に準じて目標値を設定した。なお、平成27年度以降は、前年度の実績に基づく目標値を設定することとしている。 【参考】 特定政策課題の解決に資する事業を記載した地域再生計画の認定件数 平成24年度 3件 平成25年度 4件(P) ・評価の対象となる、特定政策課題の解決に資する事業を記載した認定地域再生計画のうち、平成25年度で終了する計画はない。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度							
(1) 特定地域再生計画の推進に必要な経費(平成24年度)	-	500,000 (305,792)	300,000	200,000	1	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援する。					
(2) 特定地域再生支援利子補給金(平成24年度)	-	170,811 (地域再生支援利子補給金の内数)	223,389 (地域再生支援利子補給金の内数)	249,965 (地域再生支援利子補給金の内数)	1	特定の政策課題の解決に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給する(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)					
(3) 特定地域再生事業を行う株式会社に対する投資促進税制(平成24年度)	-	-	-	-	1	特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から資金を集めるため税制上の優遇措置を講じ、民間による事業の充実を図る。					
(4) 地方債の特例措置(平成24年度)	-	-	-	-	1	施設の統廃合等により不要となった公共施設等の除却について、地方債の対象経費とすることで特定政策課題の解決に資する当該施設の除去を支援する。					
施策の予算額・執行額	-	670,811 (305,811)	523,389	449,965	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-25(政策6-施策⑧))

施策名	総合特区の推進				担当部局名	内閣府地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 宇野 善昌				
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成26年12月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 認定総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均値	-	平成23年	90%	平成28年度	-	30%	50%	70%	90%	-	-	総合特区については、第4次指定まで行ったところであるが、区域指定や計画認定の時期が異なることから、各特区の計画の始期等にずれがあるため、これを勘案し、最終計画年度の目標値に対する達成度の全体の平均が90%に達することとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 総合特区計画に基づく支援措置等に必要な経費(平成23年度)	83,202 (2,604)	124,191 (50,998)	315,089	472,159	1	総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。						
(2) 総合特区の推進調整に必要な経費(平成23年度)	15,100,000 (2,699,502)	13,840,000 (3,218,705)	12,400,000	9,500,000	1	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。						
施策の予算額・執行額	15,183,202 (2,702,106)	13,964,191 (3,269,703)	12,715,089	9,972,159	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進 総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-26(政策6-施策⑨))

施策名	「環境未来都市」構想の推進				担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 成瀬 茂夫				
施策の概要	厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。				目標設定の考え方・根拠	「環境未来都市」構想のコンセプト中間とりまとめ (「環境未来都市」構想有識者検討会により平成23年2月策定) 被災地域においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合 (被災地以外の5都市)	-	-	90%	28年度	10%	30%	50%	70%	90%	-	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。
2 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合 (被災地の6都市)	-	-	90%	28年度	5%	20%	40%	65%	90%	-	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(千円)				当初予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 環境未来都市の推進に必要な経費 (平成23年度)	1,134,789 (578,043)	1,599,338 (808,396)	705,221	78,694	1	環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。						
(2) 復興モデル事業の支援 (平成25年度)	-	-	215,000	-	2	東日本大震災の被災地域において、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創出し、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」として復興するため、環境、超高齢化対応等の分野でのモデル事業の実施を支援する。						
施策の予算額・執行額	1,134,789 (578,043)	1,599,338 (808,396)	920,221	78,694	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		福田内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日) 都市と暮らしの発展プラン(平成20年1月第3回地域活性化統合本部会合了承) 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-27(政策6-施策⑩))

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進				担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 大寺 伸幸		
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって、円滑な都市再生の推進を図るための経費である。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進				
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。			目標設定の考え方・根拠	都市再生特別措置法(平成14年法理第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の13において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができることとされているため。			政策評価実施予定時期	平成27年8月	
測定指標	目標	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数	12エリア	26年度	10	8	12					都市再生緊急整備地域において、大規模ターミナル駅周辺など特に機能の集積が進み、大地震発生時のリスクが高く、かつ、地方公共団体等において、都市再生安全確保計画策定に向けた意向を示している等、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべきエリアが既に15程度であるため。
2 都市再生安全確保計画の作成エリア数	10エリア	26年度	-	-	10					
			-	7						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度						
(1) 都市安全確保計画の策定の促進に必要な経費(平成24年度)		150(63)			1	都市再生安全確保計画の策定・実施による効率的・効果的な防災対策の推進を図るため、都市再生安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。				
(2) 都市再生安全確保計画の策定の促進に必要な経費(平成25年度)			100(37)	91	1	都市再生安全確保計画の策定・実施による効率的・効果的な防災対策の推進を図るため、都市再生安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。				
施策の予算額・執行額		150(63)	100(37)	91	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 都市再生基本方針の一部変更(平成24年8月10日 閣議決定)				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-28(政策7-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進				担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	参事官 谷 史郎				
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する				政策体系上の位置付け	地方分権改革の推進						
達成すべき目標	地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施及び普及啓発を推進する				目標設定の考え方・根拠	—		政策評価実施予定時期 平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	—	平成25年度	前年度以上	平成26年度	—	—	前年度以上	—	—	—	—	・「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)」(平成25年12月10日地方分権改革有識者会議決定。以下「中間取りまとめ」と言う)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、近年情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。
2 地方分権改革推進室Facebookページの「いいね!」の数	—	平成25年度	前年度以上	平成26年度	—	—	前年度以上	—	—	—	—	・中間取りまとめにおいては、「これまでの改革による成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等との活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。」とSNSによる情報発信の必要性が示されているため、普及啓発の推進の指標として設定。
3 地方分権改革推進室Twitterのフォロワー数	—	平成25年度	前年度以上	平成26年度	—	—	前年度以上	—	—	—	—	同上
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
4 法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催	—	—	実施	—	実施	実施	実施	—	—	—	—	・地方分権改革に関する法律等につき、当事者である地方側にその内容を説明することは、地方分権改革に関する施策の円滑な推進に資するため、地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進の指標として設定。
施策の予算額・執行額	—	—	—	—	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-29(政策8-施策①))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進					担当部局名	地域経済活性化支援機構担当室	作成責任者名	参事官 石田 晋也			
施策の概要	企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充を図ることにより、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。					政策体系上の位置付け	地域経済活性化事業等支援政策の推進					
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。					目標設定の考え方・根拠	「地域経済活性化支援機構法」第1条		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					施策の進捗状況(実績)							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 ※今後適切なKPIを設定予定	-	-	-	-	/	/	(※)	-	-	-	-	・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator: 具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定予定。 ・KPIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定予定。 (※)今後適切なKPIを設定予定
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化(1)事業等のための預金保険機構出資金(平成24年度)	-	30億円 (30億円)	-	-	-	1	国が預金保険機構経由で地域経済活性化支援機構に出資。同機構の子会社が民間金融機関等と共に専門家の派遣及び出資を行い「地域活性化ファンド」等を創設・運営。当該ファンドが地域の企業に出資・融資を行うことにより、事業再生支援及び地域経済活性化事業に対する支援を促進。					
「地域経済活性化支援機構法」の一部改正による機能拡充	-	-	-	-	-	1	地域経済活性化支援機構において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、第186回通常国会において、「地域経済活性化支援機構法」の一部改正を行い、同機構の出資機能の強化を含め、必要な機能の拡充を行う予定。					-
施策の予算額・執行額	-	30億円 (30億円)	-	-	-		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・企業再生支援機構を抜本的に改組し、事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行うための機能拡充を図り、「地域経済活性化支援機構」(仮称)とする。(「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(25年1月11日閣議決定)) ・株式会社地域経済活性化支援機構において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、同機構の出資機能の強化を含め、必要な機能の拡充を行う。(25年12月5日閣議決定)					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-30(政策9-施策①))

施策名	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等					担当部局名	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)	作成責任者名	板倉 周一郎			
施策の概要	原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を実施。					政策体系上の位置付け	科学技術政策の推進					
達成すべき目標	原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するために、原子力委員会を定期的に開催し、国民や国際社会の理解の増進を図れるよう、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施することで、各府省における原子力利用に関する政策、取組の理解の増進を図り、もって原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るために内閣府に設置されている。	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 原子力委員会の議事録の作成・公表	100%	平成25年度	100%	26年度	—	—	100%	—	—	—	—	原子力委員会は公開で会議を開催し、会議後には資料等をホームページにおいて公開しているところ。引き続き、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信を着実に実施する。
					—	100%	—	—	—	—		
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 原子力委員会の在り方見直し	原子力委員会の在り方見直し		26年度		内閣官房に設置された「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議(平成25年6月24日付内閣官房長官決裁)」において、原子力委員会がこれまで担っていた機能について検討を行い、「原子力委員会の在り方の見直しについて(平成25年12月10日付)」がとりまとめられた。報告書において、所掌事務の見直しや定数の削減について見解が示されており、これらを踏まえて原子力委員会の在り方を見直す。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 原子力政策の検討及び適切な情報発信等に必要な業務の実施	141,305千円	87,021千円		82,707千円		・FNCA(アジア原子力協力フォーラム)やIAEA(国際原子力機関)総会などの国際会議を通じて我が国の原子力に関する活動の情報発信を実施。 ・原子力の研究、開発及び利用に関する取組等について、ホームページによる情報公開等を通じて広報・広聴を充実させる。						
施策の予算額・執行額	141,305千円	87,021千円		82,070千円	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					—		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-32(政策10-施策①))

施策名	宇宙開発利用の推進					担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	参事官 頼宮 裕貴			
施策の概要	宇宙利用拡大を図るための施策の策定を重点的に行うため、民間事業者の能力を活用して、諸外国における宇宙政策の動向、防災対策に関するニーズ、国内での衛星データ利用拡大方策等の調査・分析を行う。					政策体系上の位置付け	10. 宇宙開発利用に関する施策の推進					
達成すべき目標	宇宙利用の拡大					目標設定の考え方・根拠	宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			施策の進捗状況(実績)									
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1	宇宙利用方策開拓調査(我が国におけるリモートセンシング衛星等の新たな利用分野開拓のための研究会、セミナーの実施)	衛星データの利用等、我が国全体の宇宙開発の実用に資する新たな活用方法などを調査	25年度	26年度	-	-	我が国におけるリモートセンシング衛星等の新たな利用分野開拓に係るロードマップの策定 ・参加者数対前年度以上	未定	未定	未定	未定	宇宙利用方策開拓調査を行う。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。 また、宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)において、「宇宙利用の拡大のための総合的施策の推進」施策の「5年間の開発利用計画」として、「幅広い分野の産業界や地方自治体を含めた関係行政機関に、宇宙開発利用の利便性やベストプラクティスに係る啓発活動として、シンポジウムやセミナー等を通じた理解・普及を行うことが必要」と記載されている。 測定指標: 平均参加者数 目標: 対前年度以上
2	宇宙インフラを活用した防災システムの海外展開を支援するための戦略策定調査	新興国の国情やニーズ等を調査	26年度	26年度	-	-	新興国の国情やニーズ等を調査	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)において、「相手国のニーズに応えるインフラ海外展開の推進」施策に「アジアを中心とした新興国では通信・放送や防災等のニーズに対応するための通信衛星・リモセン衛星、及びこれらを輸送するための打ち上げサービスのニーズが拡大している。また、測位衛星の利用についても関心が高い。同時に、相手国は、衛星のみならず、人材育成や技術移転等を含めたパッケージとして提供されることを強く期待している。」と記載されている。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。
3	スペースデブリ等宇宙状況監視に関する調査	我が国の保持すべき宇宙状況監視体制・システムの構成、具体的な機能・能力について検討	平成25年度	平成26年度	-	-	宇宙状況監視システム体制整備に資する各種情報の把握	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「宇宙空間の戦略的な開発・利用を推進するための8つの横断的施策」の「宇宙を活用した安全保障政策の強化」施策の「5年間の開発利用計画」として、「政府全体としての取り組みを踏まえた宇宙状況監視の検討を行う」と記載されている。 また、同基本計画において、「持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮」施策の「5年間の開発利用計画」として、「我が国の安全かつ安定した宇宙開発利用を確保するため、デブリとの衝突等から国際宇宙ステーション(ISS)、人工衛星及び宇宙飛行士を防護するために必要となる宇宙状況監視(SSA)体制について検討を行う。」と記載されている。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。

4 宇宙政策動向及び宇宙政策の評価手法等に関する調査	欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析	26年度	欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析	26年度	—	—	欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「宇宙空間の戦略的な開発・利用を推進するための8つの横断的施策」の「効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集・調査分析機能の強化」施策の「5年間の開発利用計画」として、「宇宙開発利用に関する政策の企画立案に資するため、情報収集、調査分析機能を強化する」と記載されている。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。
					—	—						

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
(1) 宇宙利用方策開拓調査 (平成25年度)	—	—	19,200	19,749	1	宇宙の利用を推進するため、我が国におけるリモートセンシング衛星等のデータの新たな活用方法などを開拓・調査し、リモートセンシング衛星等の各方面での実利用拡大を図るための具体的な方策を策定する。		
(2) 宇宙インフラを活用した海外防災システムの戦略策定調査(平成26年度)	—	—	—	24,867	2	我が国の宇宙インフラ及び宇宙利用システムの海外展開を推進するため、宇宙利用による防災等に関心の高い新興国を中心に調査し、国別の具体的な海外展開戦略を策定する。		
(3) スペースデブリ等宇宙状況監視に関する調査経費(25年度)	—	—	18,426	11,243	3	安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保のため、我が国全体としての宇宙状況監視システム体制整備に資する組織及びシステムの構成並びに、PFIの導入可能性等に関する調査を行う。		
(4) 宇宙政策動向及び宇宙政策の評価手法等に関する調査	—	—	—	37,024	4	我が国の宇宙政策の強化・我が国の宇宙開発利用政策の効率的・効果的の評価等を実現するため、欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析を行い、我が国として検討すべき施策を抽出する。		
施策の予算額・執行額						施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す 「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-33(政策10-施策②))

施策名	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進				担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	参事官 野村 栄悟				
施策の概要	測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用することにより、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。				政策体系上の位置付け	10. 宇宙開発利用に関する施策の推進						
達成すべき目標	2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。				目標設定の考え方・根拠	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)、「宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)」	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準	施策の進捗状況(目標)			施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 準天頂衛星システム事業の推進	事業着手	24年度	準天頂衛星システムの開発・整備の完了及び運用開始	30年度	事業着手	総合システム設計完了	基本・詳細設計完了	本格製造着手	総合試験完了	3機打ち上げ完了	運用開始	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)において、2010年代後半を目途にまずは4機体制(初号機「みちびき」を含む)を整備するとされている。
					事業着手済	総合システム設計完了予定	-	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 実用準天頂衛星運用等経費		335,690	287,053	290,634	1	実用準天頂衛星システム開発・整備にかかる国際周波数調整、事業監理等を行う。						
(2) 実用準天頂衛星システム開発等経費		10,267,851	10,268,190	12,208,191	1	実用準天頂衛星システムのうち、衛星システムの開発・整備(国庫債務負担行為の3年目)を行う。						
施策の予算額・執行額		10,603,541	10,555,243	12,498,825		施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-34(政策10-施策③))

施策名	広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業					担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	参事官 頼宮 裕貴			
施策の概要	防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用に関し、関係行政機関や民間事業者等のユーザーニーズの抽出及びそれを満たす衛星システムの具体的仕様を検討するための調査等を実施する。					政策体系上の位置付け	10. 宇宙開発利用に関する施策の推進					
達成すべき目標	防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用の立案に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 ユーザーニーズの抽出	-	-	平成26年度	-	-	ユーザーニーズの明確化及びこれを満たし得る衛星システム案(複数)の抽出	未定	未定	未定	未定	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において「防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機を一体的に整備・運用する必要があり、その際、現在開発中の衛星の有効活用も含め、実際のユーザーニーズや費用対効果等を踏まえ検討する」とされている。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。	
2 衛星システム構成の検討	-	-	平成26年度	-	-	上記複数案のうち、有効性・技術的実現可能性に関する検討を踏まえた最適な衛星システムの検討	未定	未定	未定	未定	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において「防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機を一体的に整備・運用する必要があり、その際、現在開発中の衛星の有効活用も含め、実際のユーザーニーズや費用対効果等を踏まえ検討する」とされている。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業	-	-	-	250,000	1.2	防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用に関し、関係行政機関や民間事業者等のユーザーニーズの抽出及びそれを満たす衛星システムの具体的仕様を検討するための調査等を実施する。						
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-35(政策11-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨 参事官(地方訓練)柳橋 則夫				
施策の概要	国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション(動機)」の向上のため取組等を実施する。 国、地方を通じ、防災についての経験ある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「自然災害に迅速・的確に対応できる人材」、「国、地方のネットワークを形成する人材」の育成を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進						
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動等を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第1編 第4章ほか 「防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」とされている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 研修に参加した地方公共団体の数		1400	平成34年度			-	450	570	690	810	930	国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、参加した地方公共団体の数を目標とするものである。
2 ※検討中							148					研修の達成度の測定については、アンケート等の測定方法を今後、検討。
3 ※検討中								(*)				※:「実践的な防災行動推進事業経費」については26年度新規事業が中心であり、適当な測定指標については事業内容の詳細が決定された段階で早急に決定する。 (*):測定指標も同様に早急に決定する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 実践的な防災行動推進事業経費(平成25年度)	-	-	431,003	429,834	3	災害予防に関する情報の発信、災害予防教育ツールの提供、人材交流・連携の実施						
(2) 国と地方の防災を担う人材の育成に係る経費(平成25年度)	-	-	126,771	131,938	1,2	・国や地方公共団体等の職員に対して、有明の丘基幹的広域防災拠点等の施設を活用した防災研修を実施 ・平成26年度以降は、各地方に出張して研修を行うなどして、地方の職員の受講の機会を増やす(受講者数/定員数:100%)						
施策の予算額・執行額	-	-	557,774	561,772	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-36(政策11-施策②))

施策名	国際防災協力の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨					
施策の概要	2005年1月に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組(HFA)」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国籍防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、HFAの後継枠組の策定を行う第3回国連防災世界会議を2015年3月に仙台市で開催するとともに、その機会に、被災地の復興の現状を世界に発信するとともに、防災に関する日本の経験と知見を国際社会と共有する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進							
達成すべき目標	国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図る。				目標設定の考え方・根拠	2005年1月の第2回国連防災世界会議で採択された兵庫行動枠組(HFA)において、地域、国、地方の災害管理における政策的、技術的及び組織的な能力の強化を行うことが謳われている。また、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においては、「災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するため国際協力を積極的に推進」することとされている。さらに、防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日会議決定)においても、東日本大震災により得られた知見や教訓は諸外国に対して広く情報発信し、共有すべきであるとされている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度	
1 アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修への達成度	84%	平成25年度	前年実績以上	平成26年度	-	70%	前年実績以上						アンケートなどを活用できないかという有識者委員からのご意見も踏まえ、短期研修者に我が国の防災行政に対する理解を深めてもらうというアウトカムの達成状況を測るための目安とする。平成25年度は84%の達成度が得られたことを参考に、前年以上の達成度を得ることを目標値とする。
2 アジア防災センターホームページアクセス数	60,486回	平成25年度	64,000回	平成26年度	61,000回	64,000回	64,000回						ホームページを通じて各国の防災担当者等が必要な災害情報、各国の防災体制を取得することができるため、国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定し、従来のホームページアクセス数を維持・向上することを目標とし、前年度の実績値を踏まえた目標設定を行う。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
3 第3回国連防災世界会議への首脳含む閣僚級の出席者数	44人		平成26年度		第3回国連防災世界会議の成功を図る1つの目安とするため、2005年に開催された第2回国連防災世界会議への首脳含む閣僚級の出席者数が44人であったことを参考に、当該出席者数を目標とする。								
4 第3回国連防災世界会議の本体会議への出席者数	5,000人		平成26年度		第3回国連防災世界会議の成功を図る1つの目安とするため、2005年に開催された第2回国連防災世界会議の本体会議へ出席者数が5,000人であったことを参考に、当該出席者数を目標とする。								
5 関連事業含む第3回国連防災世界会議への参加者数	延べ40,000人		平成26年度		第3回国連防災世界会議の成功を図る1つの目安とするため、2005年に開催された関連事業含む第2回国連防災世界会議への参加者数が延べ40,000人であったことを参考に、当該参加者数を目標とする。								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
(1) 国際防災協力の推進に必要な経費 (平成10年度)	158,205	236,421	177,199	190,058	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・国際防災協力推進に資する国際会議等への出席 ・我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置された、アジア防災センターを通じたアジア地域における災害対応能力向上に役立つ情報共有、人材育成等の実施 ・国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関・地域機関の活動の支援等の実施 ・2015年に期限を迎える兵庫行動枠組(HFA)の後継枠組策定のための検討及び発信の実施 		
(2) 国連防災世界会議開催経費(平成26年度)	-	-	-	508,166	3.4.5	国内外から十分な参加者を得た本体会議及び関連事業の実施		
施策の予算額・執行額	158,205	236,421	177,199	698,224	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-37(政策11-施策③))

施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(被災者行政担当) 尾崎 俊雄 参事官(事業推進担当)四日市 正俊			
施策の概要	被災者生活再建支援制度の適宜な運用を図るための支援法適用地方公共団体や支援金支給世帯に対する調査、被災者台帳の整備・推進を図るための地方公共団体等に対する調査、被災者の資力やニーズを踏まえた効率的・効果的な住まいの確保策に関する調査、指定避難所の開設・運営等の実態の把握と課題の整理を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進					
達成すべき目標	災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第2編第3章 ほか 「被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。」とされている。			政策評価実施予定時期	平成27年8月	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 ※検討中										※:各種マニュアルを踏まえた平常時からの取組への着手・実施状況が指標となり得るが、どの程度を基準とすべきか等については、現状の取組状況も把握したうえで検討する必要があるため、平成26年度の調査結果を踏まえ、検討する必要がある。	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
2 被災者支援に関するマニュアル等の作成	作成	H26	平成25年度における災害対策基本法の改正等を踏まえた地方公共団体の取組が徹底されるよう、制度運用を行っていくための取組が必要であるため。								
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度							
(1) 災害復旧・復興に関する施策の推進に必要な経費(平成7年度)	68,190	42,956	45,540	60,058		1.2	被災者台帳について、掲載すべき項目等に関する調査・検討を行い、その取りまとめ結果を先進事例集、ガイドライン及び留意事項チェックリストとして地方公共団体に提示する。あわせて、台帳の必須の記載事項である住家被害の状況についての調査の実施体制の確保を図り、地方公共団体における情報の共有化等を進める。				
(2) 被災者支援に関する総合的対策の推進経費(平成25年度)	-	-	19,618	15,386		1.2	平成25年6月に実施した災害対策基本法の改正、同年8月に策定・公表した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた平常時からの取組への着手・実施状況の調査等を行う。				
施策の予算額・執行額	68,190	42,956	65,158	75,444	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-38(政策11-施策④))

施策名	防災行政の総合的推進(防災基本計画)					担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(総括担当)青柳 一郎 参事官(防災計画担当)宮坂 祐介 参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨 参事官(被災者行政担当)尾崎 俊雄				
施策の概要	災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画である防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図る。					政策体系上の位置付け	防災対策の推進						
達成すべき目標	災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。 また、首都直下地震を始めとする大規模地震災害発生時における行政機関・企業の業務継続体制を確立する。					目標設定の考え方・根拠	災害対策基本法第3条において、国は、災害から国民の生命、財産等を守るため万全の措置を講ずる責務を有し、このため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本とするべき計画を作成し、これを実施することとされている。 また、国土強靱化政策大綱において、行政機関・企業の業務継続について取り組みを進めるべきとされている。 なお、施策の進展を踏まえ、平成26年度実施施策の活用状況について、必要に応じて事後的評価を行うこととする。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
1 企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定済率)	46%	平成23年	ほぼ全て	平成32年	55%	-	-	前年実績以上					日本再生戦略の工程表において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継続しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。 平成26年3月28日に決定された「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」に基づき、各府省庁の業務継続計画について、計画的に改訂及び評価を行う必要があるため。 地方公共団体において、大規模な地震発災時にあっても業務が適切に継続できる体制にあらかじめ整えておくことが重要であるため。 「被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」という被災者生活再建支援法の目的を達するため、支出すべき国庫補助金の額が確定した段階において、適切に国庫補助金を執行することを目標とする。 「被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」という災害救助法の目的を達するため、都道府県が同法に基づき実施した救助において発生した費用負担に対する、適正な国庫負担金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することを目標とする。
2 企業における事業継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定済率)	21%	平成23年	50%	平成32年	25%	-	-	前年実績以上					
3 各府省庁の業務継続計画の改訂及び評価の状況	0%	平成25年	100%	平成27年	/	0%	50%	100%					
4 地方公共団体における業務継続計画の策定の支援(策定を直接支援する自治体数)	0	平成25年	50	平成26年	/	0	50						
5 被災者生活再建支援金補助金の適切な執行	100%	平成25年度	100%	平成26年度	/		100%	100%	100%	100%	100%		
6 災害救助費等負担金の適切な執行	100%	平成25年度	100%	平成26年度	/		100%	100%	100%	100%	100%		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
7 民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	/	/	民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	平成26年度	/	/	民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	-	-	-	-	民間船舶を活用した海からのアプローチによる医療機能提供の意義・課題について、平成26年度に実証訓練を行うことで検討し、検討結果を踏まえて災害時における医療機能の拡充と多様化を図る必要があるため。	
8 防災計画の実効性の向上	/	/	防災計画の実効性の向上に資す	平成26年度	/	/	防災計画の実効性の向上に資する検討の実施	-	-	-	-	平成26年度に防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画について、実効性の確保・指針性の向上に資する検討を行い、検討結果を踏まえて必要に応じて防災基本計画の見直しを行うことで、同計画の実効性を高め、同計画に基づく防災	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
(1) 防災基本政策の企画立案等に必要経費(平成26年度)	361,489	199,073	225,542	221,933	4.8	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に関する基本的な政策に関する事項の企画、立案、総合調整に関する事務 ・災害発生時に現地調査団の派遣等の現地災害対策に必要な業務の実施 ・災害対策予備施設等の維持管理 	
(2) 被災者生活再建支援法施行に要する経費(平成26年度)	169,379,725	44,704,825	2,158,651	600,000	5	支援法の適用に関して、実施主体である都道府県に対して適切に助言を行う。また、支援業務を都道府県から受託している被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)に対して、支援法に基づき、支援業務の適正な実施を確保するよう、監督・助言を行うこと等により、補助金の適正な執行に努め、被災者に対して迅速かつ的確な生活再建の支援を推進する。	
(3) 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等検討経費(民間船舶を活用した医療機能の実証訓練経費)(平成25年度)	-	32,655	9,965	51,384	7	災害時の民間船舶を活用した海からのアプローチによる医療機能の提供について、その意義・課題を明らかにするため、実証訓練を行う。	
(4) 防災計画の推進経費(平成24年度)	-	3,980	51,839	10,286	8	防災基本計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図るため、防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画の指針性の向上について調査・検討を行う。	
(5) 社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(平成26年度)	-	-	-	61,776	1.2,3	中央省庁の業務継続体制の確保のため、①各省庁の業務継続計画を評価する手法の構築及び評価の実施、②代替拠点の移転に係る執務環境確保の検討、③企業等におけるBCP/BCM推進のため、定量的指標による目的共有化の調査検討を行う。	
(6) 災害救助等に要する経費(平成26年度)	-	-	1,181,464	541,500	6	災害救助法の適用に関して都道府県に適切に助言を行うとともに、同法を適用して救助を実施した都道府県から支弁した経費の申請を受け、審査や精算監査等を実施し、必要な国庫負担金を支出する。 また、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに同法に基づき貸し付ける災害援護貸付金のために必要となる国庫負担金の支出及び貸付原資の貸付けを行う。	
施策の予算額・執行額	169,741,214	44,940,533	3,627,461	1,486,879	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)	

対策のより効果的な推進を図る必要があるため。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-39(政策11-施策⑤))

施策名	地震対策等の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(調査・企画担当)藤山秀章 参事官(事業推進担当)四日市正俊		
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。より被災地の現地に近い都道府県の情報が迅速に収集・共有されるよう、国と都道府県との情報連携の迅速化等、国による情報収集・伝達機能の強化を推進する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進				
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる、地震・津波の想定を行う。国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図るため、総合防災情報システムの整備を行う。				目標設定の考え方・根拠	災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律	政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値							
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)	7	H23	15	-	9	10	-	-	-	総合防災情報システムと都道府県との接続及び他機関システムとの連携強化等を推進し、総合防災情報システムへの情報登録の自動化が図られた分野の拡大を図ることで、関係機関等との情報連携の迅速化を図っているため。
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
			施策の進捗状況(実績)							
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定	南海トラフ巨大地震に関する被害想定公表	南海トラフ巨大地震に関する被害想定公表	大規模地震防災・減災対策大綱の策定	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定				中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」とされているところ、各省庁や地方公共団体、民間における具体的な防災対策に資するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震において想定される震度分布や津波高を設定する必要があることから。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業レビュー事業番号			
	23年度	24年度	25年度	26年度						
(1) 地震対策等の推進に必要な経費(平成12年度)	1,803,037	1,160,409	1,069,449	695,737	2	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討や、本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針、各種ガイドライン等の策定を行うための経費である。				
(2) 総合防災情報システムの整備経費(平成7年度)	290,356	350,782	307,825	336,119	1	発災時に政府としての適切な初動体制の確立、防災関係機関の情報の共有化を図るため、 ①地震発生直後に震度情報から被害推計等を行う「地震防災情報システム(DIS)」 ②人口衛星画像等から被害を迅速に把握する「人口衛星画像等から被害を迅速に把握する「人口衛星等を活用した被害早期把握システム(RAS)」 ③防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的に共有する「防災情報共有プラットフォーム(PF)」を統合した「総合防災情報システム」を整備・運用				
(3) 防災情報の収集機能強化に必要な経費(平成26年度)	-	-	-	10,040	1	ビッグデータの活用方策の確立のため、研究機関の知見等の活用も視野に、以下の検討を行う。 ・ビッグデータの活用事例の把握・ソーシャルメディア情報等の活用状況の把握 ・ビッグデータ分析手法及び防災情報の収集に活用可能なビッグデータ分析ツール等の技術検討、活用可能な分析ツールの把握 ・民間事業者とのデータ収集方策の調整 ・ビッグデータ活用手法のとりまとめ				
施策の予算額・執行額	2,093,393	1,511,191	1,377,274	1,041,896	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-			

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-42(政策12-施策③))

施策名	沖縄における社会資本等の整備				担当部局名	沖縄振興局		作成責任者名	参事官(振興第一担当) 永井智哉 参事官(振興第二担当) 青木勉 参事官(振興第三担当) 鈴木弘之 事業振興室長 橋本敬史			
施策の概要	産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設及び災害に強い県土づくりなど、社会資本等を整備。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進						
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進める」と記述。※道路、空港、港湾については、特別会計を所管していた又は所管している省庁において評価を実施するため、14～16の測定指標は参考情報。			政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 基幹管路の耐震化率(上水道)	22.7%	平成22年度	46.0%	平成33年度	-	-	-	-	37.0%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
2 汚水処理人口普及率	80.8%	平成22年度	90.3%	平成33年度	-	-	-	-	85.7%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
3 都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人	平成22年度	15.0㎡/人	平成33年度	-	-	-	-	13.0㎡/人	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
4 公営住宅管理戸数	29,834戸	平成23年度	31,494戸	平成33年度	-	-	-	-	30,484戸	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
5 防護面積(高潮対策等)	58.9 ha	平成23年度	76.9 ha	平成28年度	-	-	-	-	76.9 ha	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
6 防風・防潮林整備面積	533ha	平成23年度	593ha	平成33年度	-	-	-	-	563ha	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
7 農地にかんがい施設が整備された面積の割合	42.1%	平成22年度	55.0%	平成33年度	-	-	-	-	49.0%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
8 造林面積	4,906ha	平成22年度	5,346ha	平成33年度	-	-	-	-	5,146ha	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
9 漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	61%	平成22年度	75%	平成33年度	-	-	-	-	70%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
10 公立学校施設の耐震化率	48.4%	平成14年度	100%	平成27年度	-	-	-	100%	-	-	-	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第11条の規定に基づき、文部科学大臣が定める施設整備基本方針(平成23年～27年)において、「平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる」とされているため。
11 一般廃棄物の再生利用率	12.7%	平成22年度	22.0%	平成33年度	-	-	-	-	22.0%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
12 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年【37,744㎡】	平成22年度	10.3年【101,000㎡】	平成33年度	-	-	-	-	15.3年【150,000㎡】	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。

13	医療施設従事医師数	227.6人	平成22年度	227.6人	平成33年度	—	—	—	—	227.6人	—	—	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
						233.1人	—	—	—	—	—	—	
14	県管理道路の改良済延長	1,100km	平成21年度	1,190km	平成31年度	—	—	1,150km	—	—	—	—	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
						—	—	—	—	—	—	—	
15	県内空港の旅客者数の増加	那覇空港 1,423万人 離島空港 313万人	平成22年度	1,800万人 426万人	平成33年度	—	—	—	—	1,600万人 381万人	—	—	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
						1,542万人 349万人	—	—	—	—	—	—	
16	クルーズ船寄港回数・入域乗船客数(県全体)の増加	106回 116,309人	平成23年度	239回 264,700人	平成33年度	—	—	—	—	166回 186,200人	—	—	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
						124回 134,544人	—	—	—	—	—	—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
(1) 医師歯科医師等の派遣に必要な経費(昭和47年度)	14,928 (12,326)	13,606 (6,166)	12,060	4,020	13	沖縄の県立病院等の公的医療機関において、業務援助及び医療技術指導を行う医師・歯科医師等の派遣を行う。		
(2) 廃棄物処理施設整備に必要な経費(昭和47年度)	937,788 (642,950)	792,600 (749,651)	2,161,625	1,595,000	11,12	次の事業(施設等の整備)の費用について、交付金又は補助金を交付する。 ・市町村が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業 ・地方公共団体の一定割合の出資により設立され、環境大臣が指定した法人が産業廃棄物を処理する事業		
(3) 水道施設整備に必要な経費(昭和47年度)	2,878,263 (2,877,663)	2,344,380 (2,342,328)	2,801,904	2,530,000	1	市町村が実施する水道事業に必要な施設の整備を行う。		
(4) 公立文教施設整備に必要な経費(昭和47年度)	14,003,978 (13,979,976)	7,501,950 (7,084,962)	7,075,301	9,487,144	10	沖縄県が実施する公立学校の耐震補強事業、改築事業、新增築事業、大規模改造事業等の施設整備が円滑に進むよう、沖縄県からの要望をふまえて必要な予算を確保し、国庫補助を行う。		
(5) 良好で緑豊かな都市空間の形成等のための国営公園事業に必要な経費(昭和47年度)	5,042,921 (5,801,809)	5,061,943 (4,178,357)	3,420,621	3,086,618	3	国が実施する国営沖縄記念公園の整備及び維持管理		
(6) 社会資本総合整備事業に必要な経費(平成22年度)	48,661,000 (55,965,059)	18,670,000 (28,723,703)	18,444,000	19,243,000	2,3,4,5	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。		
(7) (港湾海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	4,300 (4,284)	4,300 (4,200)	4,300	4,300	5	・人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。 ・沖縄振興計画に基づき、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守るため、景観や生態系など自然環境に配慮した海岸保全に努めることを目的とする。		
(8) (建設海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	3,000 (2,865)	3,000 (2,940)	3,200	3,200	5	人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。		
(9) 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業費(平成24年度)	—	2,500,000 (126,767)	2,500,000	2,572,000	—	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べ1人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。 県土の均衡ある発展を図る観点から、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業(公共)を、現行の沖縄振興計画期間(平成24～33年度)において実施する。		
(10) 農業生産基盤盤安全管理・整備事業に必要な経費(昭和47年度)	4,665,519 (6,165,563)	5,964,981 (4,891,977)	4,601,993	5,694,227	7	・農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を実現するため、主に国営事業により農業用水の安定的確保及び農地排水の改良等を推進する。 ・沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の整備を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。		

(11)	農業競争力強化基盤整備事業に必要な経費 (平成24年度)	-	2,390,000 (0)	6,949,000	5,434,393	7	<ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農業競争力強化を図るため、農地や農業水利施設の整備等を推進する。 沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の整備を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。 			
(12)	農地等保全事業に必要な経費 (昭和47年度)	157,774 (111,417)	133,642 (120,212)	55,040	33,311	7	<ul style="list-style-type: none"> 近年の自然災害の頻発化に対応し、農地・農業用施設の災害発生の未然防止による農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、地すべり防止対策等を推進する。 沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の保全を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。 			
(13)	森林整備事業に必要な経費 (昭和26年度)	251,000 (288,897)	549,000 (268,613)	387,000	270,000	8	<ul style="list-style-type: none"> 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、植栽、下草刈り、除伐、間伐等を推進する。 森林整備事業は植栽や保育を推進するものであり、測定指標である「造林面積」に寄与する。 			
(14)	治山事業に必要な経費 (昭和26年度)	493,000 (469,958)	882,000 (462,411)	458,000	288,000	6	<ul style="list-style-type: none"> 山地に起因する災害や潮風害から県民の生命・財産を保全するため、山腹崩壊地などの荒廃山地の復旧整備や海岸などにおける飛砂、潮風、高潮、強風等による被害防止のための防風・防潮林の整備等を推進する。 治山事業は防風・防潮林の植栽や保育を推進するものであり、測定指標である「防風・防潮林面積」に寄与する。 			
(15)	水産基盤整備事業に必要な経費 (平成13年度)	4,104,755 (3,738,704)	6,980,117 (4,026,353)	4,101,117	3,863,117	9	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄における水産業の振興を図るため、漁業活動や水産物流通の拠点となる漁港やマグロ・カツオ等の群れを集めて効率的、経済的に漁獲を行うための浮魚礁(バヤオ)の整備を推進する。 水産基盤整備事業は老朽化した岸壁や防波堤の機能回復等漁港の整備を推進するものであり、測定指標である「漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率」に寄与する。 			
施策の予算額・執行額									施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-43(政策12-施策④))

施策名	沖縄の特殊事情に伴う特別対策				担当部局名	政策統括官(沖縄政策担当)沖縄振興局	作成責任者名	参事官(政策調整担当)池田 正 事業振興室長 橋本敬史 参事官(調査金融担当) 山田康博				
施策の概要	沖縄の置かれた自然的・歴史的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進						
達成すべき目標	沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る。				目標設定の考え方・根拠	・沖縄振興基本方針(内閣総理大臣決定)において、「沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行う。」と記述。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 跡地関係市町村に対するアドバイザー派遣実績率	100%	11年度	100%	26年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	要望があれば全て実施検討
2 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	75.8	平成25年度	対前年比増	平成26年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増	-	-	-	-	公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
3 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)	60.2	平成25年度	対前年比増	平成26年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増	-	-	-	-	公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
4 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)	58.7	平成25年度	対前年比増	平成26年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増	-	-	-	-	公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
5 ベンチャー出資先の売上高の増加	H25年度末集計	平成25年度	対前年比増	平成26年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増	-	-	-	-	沖縄振興特別措置法第73条に基づく特例業務として、新事業創出促進のための出資を行うことにより、新事業創出を通じて、産業振興と雇用の創出を図ることから、売上高、雇用の増加を目標としている。
6 ベンチャー出資先の雇用の増加	H25年度末集計	平成25年度	対前年比増	平成26年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増	-	-	-	-	沖縄振興特別措置法第73条に基づく特例業務として、新事業創出促進のための出資を行うことにより、新事業創出を通じて、産業振興と雇用の創出を図ることから、売上高、雇用の増加を目標としている。
7 沖縄科学技術大学院大学	145名	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大学院大学は、沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)において、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことで沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とされており、当該測定指標を設定する

8	沖縄科学技術大学院大学 国際ワークショップ、セミナー開催数	109件	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
9	沖縄科学技術大学院大学の県内企業との連携事業数	3回	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	同上

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
(1) 駐留軍用地跡地利用推進 に必要な経費(平成9年度)	74,736千円 (51,026千円)	70,762千円 (55,471千円)	63,838千円	77,479千円	1	市町村の跡地利用の検討や取組の推進を支援するため、アドバイザーやプロジェクト・マネージャー等の派遣、及び駐留軍用地跡地利用支援システムのデータ更新等を行う。また、今後の大規模な返還跡地の発生に対応するため、効果的な跡地利用施策等の検討に資するための調査を行う。		
(2) 沖縄北部連携促進特別振興事業に必要な経費(平成24年度)	-	2,500,000千円 (51,494千円)	2,500,000千円	2,572,000千円	-	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べて一人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。そこで、沖縄振興計画(平成24~33年度)に基づき、県土の均衡ある発展を図る観点から、所得向上に向けた産業振興や人口増加に向けた定住条件の整備を図る。 北部地域において、産業の振興に資する事業や定住条件整備に資する事業などを行うことにより、所得の向上や人口増加に向けた条件が整備され、県土の均衡ある発展に寄与する。		
(3) 沖縄振興開発金融公庫に対する補給金に必要な経費(昭和48年度)	1,411,412 (51,061)	1,403,913 (53,293)	1,008,276	1,008,604	2,3,4	沖縄振興開発金融公庫は、国の沖縄振興施策と一体となった政策金融を適切に実施するとともに、民間金融機関が行う金融を質・量の両面から補完するため、長期・低利の資金を円滑かつ安定的に供給するため、セーフティネット貸付、沖縄創業者等支援貸付、沖縄離島振興貸付、小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)などの政策金融を円滑に実施することによって一定の評価を得ている。		
(4) 沖縄科学技術大学院大学学園に必要な経費(平成23年度)	12,410,670 (12,410,597)	14,214,865 (14,152,517)	15,244,180	19,804,059	7,8,9	学園は、沖縄科学技術大学院大学において、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人であり、沖縄の振興及び自立的発展に資するため、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うこととしている。		
施策の予算額・執行額						施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-44(政策12-施策⑤))

施策名	沖縄の戦後処理対策				担当部局名	沖縄振興局				作成責任者名	調査金融担当参事官 山田康博 特定事業担当調査官 原典久					
施策の概要	先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や所有者不明土地問題対策等の事業の推進を図る。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進										
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	沖縄振興基本方針において、「不発弾等対策の更なる推進を図ります。」「所有者不明土地問題を解決するため実態調査を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。」と記述。				政策評価実施予定時期	平成27年8月					
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値												
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度						
1	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	2箇所	平成19年度	2箇所	平成26年度	5箇所 0	4箇所	2箇所	—	—	—	—				
2	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	5地区	平成19年度	2地区	平成26年度	2地区 2地区	2地区	2地区					沖縄にはなお多くの不発弾等が地中に埋没していると推測され、不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために今後も事業を推進する必要があることから、これまでの探査・発掘の実績及び市町村が実施する公共事業予定件数等を基に目標を設定している。			
3	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	11箇所	平成19年度	24箇所	平成26年度	14箇所 38箇所	7箇所	24箇所								
4	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	0件	平成23年度	0件	平成26年度	0件 0件	0件	0件					不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために、発見された不発弾等の撤去の際に必要な土のう積等の防護壁を設置し、安全の確保を図り、特定処理事業において事故が起らないことを目標としている。			
5	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	100%	平成23年度	100%	平成26年度	100% 100%	100%	100%					対馬丸の遭難に伴い死亡した学童の遺族に弔意を表し、慰藉するという事業の趣旨を踏まえ、適正、円滑に特別支出金が支給されることを目標としている。			
6	対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	116回	平成23年度	113回	平成26年度	122回 122回	100回	113回以上					語り部の講演は学校・団体の要望を受けて行つが、語り部の高齢化が進み、また実施場所等の制約もあることから年100～120回程度が上限である。一方で、対馬丸事件を後世に伝えるため、引き続き同程度の回数を継続的に実施したいと考えており、過去5年間の平均回数を指標として設定する。			
7	沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	79,970件	平成19年度	80,000件	平成26年度	80,000件 68,563件	80,000件	80,000件					多くの尊い命が失われた沖縄戦について、一般の理解に資するため、閲覧室のホームページの利用件数及び来室者数を測定指標とし、これまでの利用実績を基に目標を設定している。			
8	沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	323人	平成19年度	320人	平成26年度	320人 265人	320人	320人								
9	位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	99.6901%	平成19年度	前年度比増	平成26年度	前年度比増 99.6938%	前年度比増 99.7015%	前年度比増					関係地権者との十分な合意形成を図り、位置境界の明確化を実施していく必要があるため、認証面積率の上昇を目標としている。			
10	所有者不明土地実態調査の実施状況(測量調査の実施筆数)	—	平成24年度	—	平成26年度	120筆 —	510筆	540筆					所有者不明土地実態調査は、所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、所有者不明土地の現況把握、課題の整理等のため実施している。このため、測定指標及び目標値の設定は困難である。 なお、年度ごとの目標値欄の数値は、調査実施筆数である。			
11	所有者不明土地実態調査の実施状況(真の所有者探索調査の実施筆数)	—	平成24年度	—	平成26年度	120筆 —	140筆	180筆								
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(千円)				当初予算額	関連する指標				達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号		
		23年度	24年度	25年度	26年度											
(1)	沖縄の戦後処理対策に必要な経費(昭和50年度)	1,658,458 (1,591,606)	2,475,811 (1,947,068)	2,615,328	2,692,500	1～11	本土に比べてなお多くの不発弾等が存在しているという沖縄県の特長事情に鑑み、不発弾等対策について国庫補助率の嵩上げや補助対象の拡大など、本土に比べて手厚い支援を実施。									
施策の予算額・執行額		1,658,458 (1,591,606)	2,475,811 (1,947,068)	2,615,328	2,692,500	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第185回国会(参)沖縄及び北方問題に関する特別委員会における内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)所信表明で『沖縄における不発弾対策につきましても、着実に取り組みを進めてまいります。』と発言								

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-46(政策13-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当) 山岸一生		
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進				
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を着実に整備する。				目標設定の考え方・根拠	青少年インターネット環境整備法において、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的」とすると規定されており、3年毎に計画を見直すこととされている。		政策評価実施予定時期 平成27年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値							
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
インターネット環境整備法 1 に基づく基本計画のフォローアップ項目の改善	-	-			基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目の改善					青少年インターネット環境整備環境施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画(第2次)に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、フォローアップしている指標を完全していくことが青少年インターネット環境整備の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度						
青少年インターネット環境 (1)整備法第3次基本計画の 設定	-	-	-	-	1	青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)設定に向けた報告書を作成する。				
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-			

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-47(政策13-施策③))

施策名	少子化社会対策の総合的推進(少子化社会対策大綱)					担当部局名	施策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	少子化対策担当参事官 宮本 悦子			
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(平成22年1月29日閣議決定)等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	大綱においては、平成26年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。					目標設定の考え方・根拠	少子化社会対策基本法第7条	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の検証	施策の進捗状況の検証	20年度もしくは直近のデータ	施策の進捗状況の検証 35項目中すべての項目において改善	26年度もしくは直近のデータ	—	—	施策の進捗状況の検証 35項目中すべての項目において改善	—	—	—	—	・少子化社会対策施策の推進に当たっては、政府が実施すべき指針として閣議決定された少子化社会対策基本法第7条に基づき大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、5年を目途に見直しを行う大綱に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案を着実に推進していくことが少子化社会対策の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度							
(1) 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱の見直し・検討	—	—	—	—	—	—	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱の見直し・検討を通じて、大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認・検証を行う。					
施策の予算額・執行額						施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-48(政策13-施策④))

施策名	少子化社会対策に関する広報啓発、調査研究等					担当部局名	施策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	少子化対策担当参事官 宮本 悦子			
施策の概要	少子化社会対策に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等での提供を行う。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ること等により国民の理解促進を図る。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	少子化社会対策に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。					目標設定の考え方・根拠	・少子化社会対策基本法第17条第2項	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合	69.2%	22年度	90%	28年度	—	前年度以上	75	80	90	—	—	子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。」とされていることや、少子化は子育て家庭だけではなく、国民一人一人に関わる問題であることから当該測定指標を設定した。 ・最終的な目標値は100%を目指すところであるが、平成22年度の実績値は69.2%、平成23年度は70.3%であったこと及び大綱の各種施策の効果は年々徐々に国民意識に反映されていくと思われるため、目標値は前年度以上とする。 ・なお、意識調査の対象は、少子化担当の調査では、20代以降を対象としていることから、これと併せるため、従前の15歳～70代以降から、20代～70代以降に変更する。
1 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	27,040件	25年度	前年度以上	26年度	—	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、その活用状況をホームページのアクセス数で検証する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 少子化社会対策推進経費(平成16年度)	82,172	68,203	49,531	60,117	1	少子化社会対策に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等を実施することにより、国民の更なる理解の促進を図っていく。また、実施する調査については、結果等の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用する。						
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-49(政策13-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎房長			
施策の概要	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定された第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づく食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。				目標設定の考え方・根拠	第2次食育推進基本計画		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 食育推進基本計画に盛り込まれた施策進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況の検証	23年度もしくは直近のデータ	施策の進捗状況の検証すべての改善	27年度もしくは直近のデータ	-	-	-	施策の進捗状況の検証すべての改善	-	-	-	食育に関する施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが食育の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
食育推進評価専門委員会(1)におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめ	-	-	-	-	1	食育推進評価専門委員会におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめを通じて、食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認・評価を行う。						
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-50(政策13-施策⑥))

施策名	食育に関する広報啓発、調査研究等					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎房長			
施策の概要	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定された第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の促進を図る。					目標設定の考え方・根拠	食育基本法第22条 第2次食育推進基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 食育に関心を持っている国民の割合	70%	平成23年度	90%	平成27年度	-	-	-	90%	-	-	-	食育を国民運動として推進し、成果を上げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。 第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育に関心を持っている国民の割合については、今後5年間で90%以上とすることを旨とされていることから、各年度の目標値を90%以上とする。
2 調査結果の活用状況の検証	3,535件	平成23年度	前年度以上	平成27年度	活用状況等の確認 5,222件	活用状況等の確認	前年度以上	前年度以上	-	-	-	・調査については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査結果についての活用状況について検証することが重要。 ・調査結果については、白書での利用の他、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 食育推進経費(平成18年度)	45,213	40,800	37,716	41,781	1.2	食育白書のとりまとめ及び食育に関する国民の意識調査を実施、公表して、国及び地方公共団体の施策推進の基礎資料を提供するとともに、毎年6月に実施する食育月間の中核的な行事として食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティア表彰の実施。 国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関する国民の理解の増進に寄与。						
施策の予算額・執行額					施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-53(政策13-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(総合調整第2担当) 山崎房長			
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 バリアフリーの認知度	94%	平成20年度	100%	平成27年度	100%	100%	100%	100%	-	-	-	国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標とする。 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)において、バリアフリーの認知度については、平成24年度に100%とすることとされていることから、引き続き目標値を100%とする。
2 調査結果の活用状況の検証	425件	平成23年度	前年度以上	平成27年度	活用状況等の確認	活用状況等の確認	前年度以上	前年度以上	-	-	-	・調査については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査結果についての活用状況について検証することが重要。 ・調査結果については、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策推進経費(平成14年度)	7,411	6,385	5,174	4,979	1.2	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施とともに、受賞事例について、ホームページ上での公表及び事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に寄与。						
施策の予算額・執行額					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-56(政策13-施策⑫))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)山崎 房長			
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
第9次交通安全基本計画 1の道路交通の安全についての目標	目標の達成状況の確認	平成26年のデータ	①平成27年までに24時間死者数を3,000人以下とする。 ②平成27年までに死傷者数を70万人以下にする。	平成27年度	-	-	目標値の達成	目標値の達成	-	-	-	交通安全対策の総合的・計画的推進にあたっては、政府が実施すべき施策の指針として決定(中央交通安全対策会議)した第9次交通安全基本計画に盛り込まれた目標を達成することが必要である。このため、計画に基づく目標の達成状況を確認し、施策の立案に活かしていくことが交通安全対策の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1)交通安全対策推進経費 (昭和45年度)	120,912	108,281	143,560 (未定)	126,631	1	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。						
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-57(政策13-施策⑬))

施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)山崎 房長			
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成25年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画及び平成26年度内閣府交通安全業務計画	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合	-	-	95%	平成26年度	-	95%	95%	-	-	-	-	・国民の意識調査で、交通安全啓発事業の国民への浸透状況を確認しつつ「普段から交通安全を意識していると思う人」の割合が10割に達することで、内閣府の施策が国民の交通安全意識を高めていることが裏付けられるため。
2 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	90%	平成22年度	98%	平成26年度	90%	90%	98%	-	-	-	-	・国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人」の割合が10割に達することで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
3 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	18	活用状況等を確認	平成26年度	※24年度に講じた施策は、25年白書の中で報告 第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進	※25年度に講じた施策は、26年白書の中で報告	活用状況等の確認	-	-	-	-	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 交通安全対策推進経費(昭和45年度)	120,912	108,281	143,560(未定)	126,631	1・2・3	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。						
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-65(政策14-施策①))

施策名	栄典事務の適切な執行				担当部局名	賞勲局	作成責任者名	総務課長 大塚 幸寛				
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。				政策体系上の位置付け	栄典事務の適切な遂行						
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。				目標設定の考え方・根拠	受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回概ね4,000名」と、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね3,600名」と、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね800名」と、それぞれ規定され、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において規定されている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 春秋叙勲の発令数	春秋ごと概ね4,000名	春秋ごと概ね4,000名	平成15年秋	平成26年度	春秋ごと概ね4,000名 春:4,110名 秋:3,940名	春秋ごと概ね4,000名 春:4,099名 秋:4,193名	春秋ごと概ね4,000名 —	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回概ね4,000名」と規定されている。
2 危険業務従事者叙勲の発令数	毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)	毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)	平成15年秋	平成26年度	毎年の発令ごと概ね3,600名 春:3,634名 秋:3,633名	毎年の発令ごと概ね3,600名 春:3,645名 秋:3,615名	毎年の発令ごと概ね3,600名 —	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね3,600名」と規定されている。
3 春秋褒章の発令数	春秋ごと概ね3,600名	春秋ごと概ね3,600名	平成15年秋	平成26年度	春秋ごと概ね800名 春:694名 秋:736名	春秋ごと概ね800名 春:736名 秋:795名	春秋ごと概ね800名 —	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね800名」と規定されている。
4 発令日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	平成15年秋	平成26年度	春:4月29日 秋:11月3日 春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日 春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日 —	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において「春にあっては4月29日、秋にあっては11月3日に」と規定されている。
5 「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	30,838件	直近3年平均の10%以上増	平成23年度	平成26年度	直近3年平均の10%以上増 36.7%	直近3年平均の10%以上増 (17.5%)	直近3年平均の10%以上増 —	—	—	—	—	国民が「一般推薦制度」の概要を認識することにより、人目につきにくい分野において真に功労のある人など春秋叙勲の候補者として把握するため、「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数を直近3年平均の10%以上増とする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 栄典事務の適切な遂行に必要な経費(平成20年度)	(2,570,900)	(2,546,137)			2,685,039	1,2,3	春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。					
						4	勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等に定められた発令日に発令を行う。					
						5	「一般推薦制度」の円滑な実施、充実のためのインターネットを活用した啓発活動を実施する。					
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			—				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-66(政策15-施策①))

施策名	男女共同参画に関する普及・啓発				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔					
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進							
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法第16条において、「国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。」と定められている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値										
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
1 男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	55.1%	21年度 (22年度は調査がないため)	60%以上	27年度	55.1%	-	-	60%以上	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する国民の認識の深さを具体化したものである。 前回調査以上のパーセンテージを目指す。 	
2 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	44,000件/月	22年度	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る	平成28年度	49,000件/月	過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る	-	-			<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する国民の認識の広がりや深まりを具体化したものである。 過去3か年実績の平均件数以上のアクセスを目指す。 平成26年度から、官邸HPに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度は平成25年度と比較してアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。 	
3 総合情報誌「共同参画」に関する内閣府男女共同参画局ホームページ(kyodosankaku/indexページのみ)へのアクセス件数	856件/月	23年度 (22年度以前はデータがないため)	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る	平成28年度	前年度以上	過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る	-	-			<ul style="list-style-type: none"> 総合情報誌「共同参画」は、男女共同参画社会の形成について国民に一層の普及啓発を図ることを目的として、国や地方公共団体、民間団体等における取組や国際情報等を取りまとめているものである。 当該情報誌に関する内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数は、男女共同参画に関する国民の認識の広がりや深まりを具体化したものである。 平成26年度から、官邸HPに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度は平成25年度と比較して男女共同参画局ホームページへのアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。 	
4 「男女共同参画週間」ポスターデータのダウンロード件数(ポスターデータのダウンロード件数)	294件	24年度 (24年度からダウンロード登録を開始したため)	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る	平成28年度	-	前年度以上	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る	-	-			<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画週間」ポスターは、平成24年度以降、地方公共団体をはじめ男女共同参画を推進する団体等に、男女共同参画局ホームページからデータをダウンロードしていただき、使用してもらう方法をとっている。 ダウンロード件数は、国民への広報・啓発活動の広がりを具体化したものである。 平成26年度から、官邸HPに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度は平成25年度と比較して男女共同参画局ホームページへのアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。 	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
男女共同参画に関する普及・啓発に必要な経費(平成6年度)	22,014 (19,615)	19,249 (25,309)	20,875	21,341 (予算案)	1,2,3,4	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により、男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。		
施策の予算額・執行額	22,014 (19,615)	19,249 (25,309)	20,875	21,341 (予算案)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-67(政策15-施策②))

施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔			
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議等の開催、地方における研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発のほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法第20条において「国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。			政策評価実施予定時期	平成27年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	70%	19年度	80%	26年度	80%以上 87.7%	80%以上 88.2%	前年度以上	-	-	-	-	毎年度、男女共同参画週間のキャッチフレーズに合うよう、また、アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、講演者やパネリスト等を選定することで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催が期待できることから当指標の設定を行った。
2 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合	-	-	80%	26年度	80% 68.7%	80% 71.6%	80%	-	-	-	-	地域における男女共同参画施策、専門調査会の動向、前年度の参加者のアンケートなどにより、毎年度時宜にかなったテーマで実施し、より高い効果が期待できる内容にしている。 ・本情報交換会の目的(国の施策の周知、グループ討議の実施)を踏まえ、より多くの自治体からの参加が望ましく、参加率を80%と設定した。
3 「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合	-	-	100%	26年度	- -	- -	100%	-	-	-	-	・自治体職員、行政相談委員及び人権擁護委員等への男女共同参画に関する研修であり、各自治体、各方面に情報伝達していただくとともに、全国からの研修出席者間の情報交換・ネットワーク形成により、地方における男女共同参画行政の推進を支援することを目的としている。 ・研修内容は、男女共同参画に関する最近の取組の説明、講演、情報交換会を行う。 ・この目的を踏まえ、情報交換を重視し全国からより多くの出席者を指すため、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定した。
4 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	89% 5団体	22年度	85% 3団体	26年度	80% 1団体 85% 5団体	80% 1団体	85%以上 3団体	-	-	-	-	・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」とは、内閣府が、男女共同参画推進連携会議の構成団体(95団体(平成25年8月16日現在))や地域版男女共同参画推進連携会議(13団体(同))と共催し、そのときの男女共同参画の課題に関連したセミナー、シンポジウム等を開催することにより、当該構成団体において男女共同参画の理解を深めることを目的としたもの。 ・平成19年度より毎年度開催しているものであり、年度ごとに、これらの団体に対して公募し、応募・審査・採択を経て実施している。 ・男女共同参画を推進するためには、これらの団体(民間団体)との連携が不可欠であり、その推進・連携の輪を広げるためには、アンケートによる参加者からの意見を踏まえたプログラム等の見直しを行うことに加え、新規団体(これまでに共催したことのない団体)と共催することが重要である。 ・アンケートの肯定的な評価については、平成22年度の結果及びその後の実績値の推移を踏まえ、85%と設定した。 ・新規共催団体数については、これまでに共催したことのない団体(3団体以上)を含めて共催することを目標として設定した。

5	女性委員のいない都道府県防災会議の数	13	21年度	0	27年度	-	-	-	0	-	-	-	「地域防災における男女共同参画の推進事業」(平成26年度新規)は、男女共同参画センター等が中心となり、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにすることを目的として実施することとしている。このため、本事業の実施により、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の重要性の認識が加速すると考えられ、結果として「第3次男女共同参画基本計画」における「女性委員のいない都道府県防災会議の数」を「平成27年までに0」とする目標を達成・継続することに寄与すると考えられる。
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標					達成手段の概要等		平成26年 行政事業レビュー 事業番号
		23年度	24年度	25年度	26年度								
男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携に必要な経費 (平成13年度)		93,156 (68,449)	90,319 (66,054)	75,170	80,873 (予算案)	1,2,3,4,5					男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議等の開催、地方における研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。		
施策の予算額・執行額		93,156	90,319	75,170	80,873 (予算案)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-68(政策15-施策③))

施策名	国際交流・国際協力の促進					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔			
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。					目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法において、「国際的協調」が5つの基本理念の1つとなっている。第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」が定められている。	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 海外要人の来訪件数(我が国の男女共同参画施策に対する海外の関心度)	19回	25年度	19回	27年度	-	-	前年度以上	前年度以上	-	-	-	・海外向けの広報や国際会議等への出席による積極的な情報発信の結果として、内閣府に対し、我が国の施策や取組について情報提供や意見交換を目的とした海外からの来訪者が増加傾向にあり、情報発信の効果を測る指標として適当。 ・平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられ、大臣自らが国際会議において発言し、海外から注目を浴びたことにより、平成25年度は、海外要人の来訪件数が飛躍的に増加した。今年度以降はこの高い実績値を維持することを目標とする。 ・第三次男女共同参画社会基本計画の計画期間に合わせ、目標年度は平成27年度とする。
2 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1%	21年	50%以上	27年度	-	-	-	50%以上	-	-	-	我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進してきた。国際的規範や基準、取組の国内における実施強化のためにも、それらの国内への浸透に努めることが重要であり、浸透度を測る指標として適当であるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 国際交流・国際協力の促進に必要な経費	24,501 (17,637)	22,062 (16,158)	19,956	18,824 (予算案)	1, 2	「国連婦人の地位委員会(CSW)」「APEC女性と経済フォーラム」等の男女共同参画に関する国際会議へ出席し、国際的な意思決定の場に我が国の基本的な考え方を反映させるとともに、英文冊子を配布するなど、日本の男女共同参画に関する施策を海外に積極的に紹介する。国際会議等を通じて、女性の地位向上のための海外の取組方針・事例等について聴取し、積極的に国内への紹介・浸透を図る。						
施策の予算額・執行額	24,501 (17,637)	22,062 (16,158)	19,956	18,824 (予算案)	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)すべての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核です。(中略)全ての女性が、生き方に自信と誇りを持ち、持てる「可能性」を開花させる。「女性が輝く日本」を、皆さん、共に創り上げようではありませんか。					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-69(政策15-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐				
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が定められている。			政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 夫婦間における①「平手で打つ」②「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	①58.4% ②52.5%	平成21年	100%	平成27年	平成27年までに100%						第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標	
					①59.6% ②52.3%	-						
2 配偶者暴力防止法の認知度	76.1%	平成21年	100%	平成27年	平成27年までに100%						第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標	
					76.0%	-						
3 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	29%	平成21年	67%	平成27年	平成27年までに67%						第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標	
					32.7%	-						
4 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所	平成22年	100か所	平成27年	平成27年までに100か所						第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標	
					49か所 (H25.3)	64か所 (H26.1)	←要更新					
5 性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	22都道府県	平成22年	各都道府県に最低1か所	平成27年	平成27年までに各都道府県に最低1か所						第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標	
					-	-						
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			施策の進捗状況(実績)									
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
3 第3次男女共同参画基本計画第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進	具体的施策の推進	22年度	推進度合に基づいた第4次計画への反映	27年度	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策に基づいた第4次計画への反映	-	-	-	男女共同参画社会基本法(平成11年12月施行)において、「男女共同参画基本計画を定めなければならない。」と規定されているため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
女性に対する暴力の根絶(1)に向けた取組に必要な経費	325,149 (172,221)	75,082 (55,271)	61,427	122,473 (予算案)	1,2,3	・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うとともに、若年層を対象とした予防啓発の促進等、社会情勢の変化に対応した個別課題への取組を進める。 ・「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」を実施し、男女共同参画センターの相談員等への性暴力被害者支援に関する研修を行う。 ・また、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを行い、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図る。						
施策の予算額・執行額	325,149 (172,221)	75,082 (55,271)	61,427	122,473 (予算案)	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				-			

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-70(政策15-施策⑤))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組										担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが重要である。女性の参画拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や地域における女性の活躍促進策の取組の推進、女性の参画状況についての調査・情報提供を行う。										政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進			
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)という目標の達成を目指す。					目標設定の考え方・根拠					第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中でも、左記目標の決定を受け、その達成に向けて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進しており、第1分野で「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を定めたほか、各分野で女性の参画拡大に向けた取組を定めている。	政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	15年度	17年度	22年度	25年度	26年度	27年度	32年度						
1 社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合	—	15年度	30%程度	32年度	-	-	-	-	-	-	30%程度	平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 なお、下記測定指標(1)~(3)は、当該政府目標の達成状況を評価するための指標の主な例である。			
(1) 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	—	—	30%程度	32年度	-	-	5%程度	-	-	5%程度	30%程度	・平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 ・第3次男女共同参画基本計画において、「国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合を平成27年度末までに5%程度」とする目標が定められている。			
(2) 国の審議会等委員に占める女性の割合	—	—	40%以上 60%以下	32年度	-	-	30%	-	-	-	40%以上 60%以下	・平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 ・第3次男女共同参画基本計画において、「国の審議会等委員に占める女性の割合を平成32年までに40%以上60%以下」とする目標が定められている。			
(3) 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	—	—	30%程度	32年度	-	-	-	-	-	10%程度	30%程度	・平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 ・第3次男女共同参画基本計画において、「民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合を平成27年までに10%程度」とする目標が定められている。			
2 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合	17.6%(9月末時点)	25年度	50%程度	27年度	-	-	-	-	40%	50%	-	・非財務情報としての「女性の活躍状況」に関する情報は、企業の中長期的な価値向上等の観点から重要性が高まっており、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)の中でも女性の活躍推進に向けた取組として位置づけられている。 ・測定指標1(2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%)達成に向けた取組の一つである一方、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における役員の男女別構成等女性の登用状況の記載は任意であり、各企業の自主的な判断に基づいて記載される現状を踏まえて設定。			

測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	15年度	17年度	22年度	25年度	26年度	27年度	32年度			
【再掲】 3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	—	—	30%程度	32年度	-	-	-	-	-	10%程度	30%程度	地域における女性活躍促進の施策の目的は、女性の活躍推進の取組に向けた企業への働きかけや支援事業を行い、女性役員・管理職を増加させることである。そのため、測定指標1(3)と同様の目標を設定。 【再掲】 ・平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 ・第3次男女共同参画基本計画において、「民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合を平成27年までに10%程度」とする目標が定められている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
女性の参画の拡大に向け (1) た取組に必要な経費 (平成9年度)	14,609 (11,651)	14,601		15,719 (予算案)	1	・様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況や地方公共団体における男女共同参画の推進状況や国の審議会等への女性委員の登用状況の定期的な調査・公表 ・社外役員に登用可能な人材のデータベース化、女性が役員・管理職になるために必要な知識等に係る研修の実施促進、女性役員登用に資するネットワーク構築など、女性役員の登用促進に向けた取組 ・働きたい・社会貢献したい女性を対象とした支援施策に関する情報を集約・整理し、分かりやすく案内するポータルサイトを開設・運営						
女性の活躍促進に向けた (2) 「見える化」推進経費 (平成26年度)	-	-		10,316 (予算案)	2	①企業等における女性の活躍状況の「見える化(情報開示)」を促進するため、当該状況に係る女性の活躍「見える化サイト」(内閣府)への掲載、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等での開示を促進等 ②企業の女性活躍度を示す情報開示状況のモニタリングとその結果の公表						
(3) 女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	-	-	20,884	20,748 (予算案)	3	地域における女性の活躍促進による経済活性化策について、地域に及ぼす影響や課題、効果の把握						
施策の予算額・執行額	14,609 (11,651)	14,601	20,884	36,477 (予算案)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) 「女性を積極的に登用します。二〇二〇年には、あらゆる分野で指導的地位の三割以上が女性となる社会を目指します。そのため の情報公開を進めてまいります。まず隗より始めよ。国家公務員の採用は、再来年度から、全体で三割以上を女性にいたします。」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-71(政策15-施策⑥))

施策名	仕事と生活の調和の推進					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子			
施策の概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	「憲章」に基づいた仕事と生活の調和の実現した社会を目指す。					目標設定の考え方・根拠	「憲章」の中に、国の果たすべき役割として「国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む」と定められている。また、「行動指針」において数値目標が設定されている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 就業率(20~64歳)	74.6%	21年度	80%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・15歳以上の就業率の目標と整合的なものとして設定。
2 就業率(15歳以上)	56.9%	21年度	57%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・32年の就業率が、21年の就業率と同じとなるために必要な全体の目標就業者数に達するよう、性別・年齢別の各層の現在の失業者及び非労働力人口中の就業希望者の多寡に応じ、就業者数を配分。
3 就業率(20~34歳)	73.6%	21年度	77%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・ i)フリーター約半減を目標とし、フリーターのうち非就業フリーター(失業者+非労働力人口の一部)の約半数が就業すると仮定。 ・ ii)失業率の低下により、就業者が増加すると仮定。
4 就業率(25~44歳 女性)	64.9%	18年度	73%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・ i)就業希望者のうち、「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」者、「知識・能力にあう仕事がありそうにない」者、「勤務時間等希望にあう仕事がありそうにない」者が一定数就業すると仮定。 ・ ii)失業率の低下により就業者が増加すると仮定。
5 就業率(60~64歳)	52.6%	18年度	63%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・ i)65歳までの段階的な高齢者雇用確保措置の努力義務が12年から施行されているため、その前年11年(52.0%)を起点とする21年(57.0%)までの就業率上昇トレンド(年0.5%増)が、高齢者雇用確保措置の義務年齢(公的年金の定額部分の支給開始年齢)が65歳となる25年(59.0%)まで続くことと仮定。 ・ ii)25年度から公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の65歳への引上げが開始されるとともに、改正高齢法が施行される予定であるため、25年以降は就業率の伸びが2割増(年0.6%増)となると仮定。

6	時間当たり労働生産性の伸び率	1.7%	8～17年度の10年間平均	実質GDP成長率に関する目標(2%を上回る水準)より高い水準	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・「新成長戦略」において、「32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す」とあること、また、就業率(15歳以上)に関する32年度における目標値や人口構造の変化に加え、年次有給休暇の取得率の向上や長時間労働の抑制などの労働時間に関する諸施策を踏まえて設定。
7	フリーターの数	187万人 (15年にピークの217万人)	18年度	124万人 ※ピーク時比で約半減	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・ピーク時のフリーター数の約半数として設定。
8	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	40.5%	22年度	全ての企業で実施	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のための基本となる取組として、全ての企業で労働時間等に関する課題について労使が自主的に話し合いを進める体制を整備するとして設定。
9	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	18年度	(10.0%(20年)から)5割減	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・目標設定時の直近の実績ペースの減少を継続させることを前提として、32年の目標値を設定。
10	年次有給休暇取得率	46.7%	19年度	70%	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・目標設定時の直近の実績を踏まえ、政策効果を加味して実績ペースの2倍である毎年約1.5ポイント上昇させると仮定。
11	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	23.5%	14年度	100%	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・32年までに法でメンタルヘルスケアを義務化することを意図して設定。
12	在宅型テレワーカーの数	330万人	20年度	700万人	27年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。 ・新たな情報通信技術戦略工程表(平成22年6月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)において、「27年までに在宅型テレワーカーを700万人とする。」とされていることに準じて設定。
13	短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	13.4%	22年度	29%	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。 ・育児のための短時間勤務制度を導入している事業所割合を踏まえ、10年後にその半数程度の企業で育児・介護に加えて地域活動等の理由による場合についても短時間勤務を認める取組が進むことを目指して上昇率を算定し、目標値を設定。
14	自己啓発を行っている労働者の割合(正社員)	46.2%	17年度	70%	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・「自分で職業生活設計を考えていきたい」とするすべての者が自己啓発を行えるようにすることを目標に設定。

15	自己啓発を行っている労働者の割合(非正社員)	23.4%	17年度	50%	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・「自分で職業生活設計を考えていきたい」とするすべての者が自己啓発を行えるようにすることを目標に、正社員70%、非正社員50%と設定。
16	第1子出産前後の女性の継続就業率	39.8%	12-16年度	55%	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・第1子を出産した女性のうち、両立環境が整わずに産後退職した者の全てが継続就業できることとして設定。
17	保育等の子育てサービスを提供している割合 保育サービス(3歳未満児)	20.3%	19年度	44%	29年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。 ・3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案して設定。
18	保育等の子育てサービスを提供している割合 放課後児童クラブ(小学1~3年)	19.0%	19年度	40%	29年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。 ・全国の各市町村が設定した放課後児童クラブの利用にかかる平成29年度目標事業量の積み上げによる潜在需要を見込んで設定。
19	男性の育児休業取得率	0.50%	17年度	13%	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・子育て層の男性のうち「機会があれば育児休業を取得したい」とする割合を踏まえ設定。
20	6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間(1日当たり)	60分	18年度	2時間30分	32年度	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。 ・「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)に「育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに」との目標が掲げられていたことから、先進各国の内、最も家事育児関連時間が短いフランス並みになるようにすることを目標とし、32年度の目標をフランスと同様の2時間30分と設定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
(1) 仕事と生活の調和の推進に必要な経費(20年度。ただし当局における実施は22年9月から。)	12,319 (5,168)	19,355 (12,934)	22,309	29,620 (予算案)	1~20	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」で「憲章」及び「行動指針」に基づく点検・評価を行うとともに、関係者の連携推進、啓発や情報発信の中心体な場として運営する。 ・企業における仕事と生活の調和推進に関する啓発の在り方について調査研究を行い、その成果を元に啓発用ツールを作成し、企業のワーク・ライフ・バランス実践に向けた取組を支援する。 ・企業経営者を対象としたトップセミナー等を開催し、企業が仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法等の普及啓発を図るほか、ポータルサイトにおいて、国はじめ各主体の取組、調査・研究、企業内チーム等の取組事例、交流会報告等幅広い情報を一元的に提供し、企業や働く者等の取組を支援する。 ・メルマガによる国の施策等の最新情報を発信するほか、ポータルサイトにおいて、国はじめ各主体の取組、調査・研究、企業内チーム等の取組事例、交流会報告等幅広い情報を一元的に提供し、企業や働く者等の取組を支援する。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の進捗と今後の課題等について取りまとめる。 ・「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進し、登録企業の紹介を行うとともに、新たに、企業内の部・課・班・チーム等単位での業務効率化等働き方の改善に取り組む好事例を「カエルの星」として情報発信する等により、仕事と生活の調和推進に向けた機運醸成を図るための国民運動を展開する。 		
施策の予算額・執行額	12,319 (5,168)	19,355 (12,934)	22,309	29,620 (予算案)	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-72(政策15-施策⑦))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐			
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。 また、被災地において、女性の悩み相談事業を実施する。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」中、「相談しやすい体制等の整備」が定められている。 また、復興基本方針5(2)①(IV)に「女性に悩み相談を実施する。」と定められている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
被災自治体の要望に応じて1人材育成研修等を実施した割合	-	-	100%	-	100%	100%	100%					対応の困難な案件が電話相談に寄せられ、その対応について相談員から相談があった場合には、必要に応じてスーパービジョンを行っており、地域における災害時の女性支援や相談対応の基盤強化を目的として、地元の女性支援や女性相談に携わる者を対象に講義を行うなどの形でも実施している。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
東日本大震災による女性(1)の悩み・暴力に関する相談事業に必要な経費	- (23年度は、一般会計予算に計上されているため、23年度の執行額は、「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」に計上。)	76,672 (66,003)	92,197	69,547 (予算案)	1	地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。 ① 相談窓口の設置 ・被災地において臨時的相談窓口を開設する ② 電話・窓口相談 ・相談員が電話及び面接により相談を受け付ける ③ 訪問相談 ・相談員が希望に応じて仮設住宅等を訪問し、被災者からの相談を直接受け付ける ④ 相談の記録 ⑤ 業務報告書の作成 ⑥ その他 ・相談窓口の周知 ・相談員のケア など						
施策の予算額・執行額	-	76,672 (66,003)	92,197	69,547 (予算案)	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-73(政策16-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進					担当部局名	食品安全委員会事務局総務課	作成責任者名	総務課長 山本 麻里			
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。					政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保					
達成すべき目標	信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施を促進する。					目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第16条及び同法第23条第1項第6号	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 国内外の学術誌に掲載された論文数 (1課題あたり平均)	2.2件	平成24年度	3.3件	平成30年度	-	2.3件	2.4件	2.5件	3.0件	3.0件	3.3件	信頼性の高いリスク評価を行うためには、その手法が国内外で広く知られていることが望ましいため、研究結果に基づき、国内・国外で学術誌に掲載された論文の数を指標とすることが適当。その数を向上させる観点から、30年度には現状の50%増を目標として設定。
2 評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合(%)	20%	平成24年度	30%	平成30年度	-	20%	22.5%	22.5%	25%	25%	30%	効率的なリスク評価を行うためには、研究の結果、リスク評価に資するガイドライン・評価基準、リスク評価書の作成等へ活用されることが望ましいことから、研究成果が引用された割合を指標とすることが適当。その割合を大きく向上させる観点から、30年度には現状の50%増を目標として設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 食品健康影響評価技術研究(平成17年度)	240,000 (238,159)	210,000 (207,488)	189,000	194,400	1,2	今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査・研究について、目標及び目標達成に向けた方策(道筋)等を内容とする「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、リスク評価の適切な実施に資する研究を実施する。 ・平成22年度に策定した「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」(平成22年12月16日食品安全委員会決定)について改定時期を迎えることから、平成26年度中に改定予定。						
施策の予算額・執行額	240,000 (238,159)	210,000 (207,488)	189,000	194,400	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成26年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-74(政策16-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局情報・勧告広報課	作成責任者名	情報・勧告広報課長 植木 隆			
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等に関する、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ行う関係者間での情報共有及び意見交換並びに正確な情報の周知等を目的とするホームページ、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信等の食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保					
達成すべき目標	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。				目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度
1 食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	81.2%	平成22年度～平成24年度平均	基準値より増	平成26年度～平成28年度3年平均	60%	60%	平成26年度から28年度の3年平均で基準値より増			平成22年度から24年度に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で81.2%であったことから、意見交換会・連続講座等において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が3年平均で81.2%を上回ることを目標値として設定。	
2 当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	586千件	平成18年度～平成24年度の7中5	基準値より増	平成26年度～平成28年度3年平均	600千件	600千件	平成26年度から28年度の3年平均で基準値より増				リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、ホームページの閲覧者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、ホームページの閲覧件数が3年平均で基準値の件数を上回ることを目標値として設定。(なお、ホームページの閲覧数は、震災等の大きな事件の有無により大きく変動することから、7中5(直近7ヶ年のアクセス数のうち最高・最低を除く5ヶ年平均)の数字を基準値として採用した。)
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度							
(1) 施経費(平成15年度)	23,557(22,194)	25,716(15,569)	26,823	27,022	1.2	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行い、意見交換会において食品健康影響評価の内容等について分かりやすい情報提供と意見の交換に努めることにより、参加者の理解を増進させる。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとすることで、ホームページの閲覧数を増加させる。					
施策の予算額・執行額	23,557(22,194)	25,716(15,569)	26,823	27,022	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成26年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-75(政策17-施策①))

施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施										担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局	作成責任者名		参事官・総務課長	山内達矢	
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。										政策体系上の位置付け	公益法人制度の適正な運営の推進					
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。										目標設定の考え方・根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)			政策評価実施予定時期	平成27年8月	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)									測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
			施策の進捗状況(実績)														
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度						
1 公益法人への寄附金総額	—	増加トレンドを確立	—	平成30年度	—	—	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	公益法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るためには、法人活動情報の発信や拡充された寄附税制の周知・広報により、公益法人の活動の重要性が広く国民に理解され、国民から公益法人への寄附が増えていく状況をつくり、寄附文化の醸成を促進する必要がある。このため、公益法人への寄附金総額を測定指標とした。 目標については、寄附金総額を毎年度増加させていくことを目指しつつも、経済情勢等の外部要因による影響も考えられるため、公益法人への寄附金総額の推移を測定する期間として5年間を設定し、平成30年度までに増加トレンドを確立することを目標とする。					
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
			年度ごとの実績値														
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度						
2 HP「公益法人information」へのアクセス数	(平成25年度が終了するまで記入不可)	対前年度比増	平成25年度	平成26年度	—	—	対前年度比増	—	—	—	—	国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益information」は、 ①国民にとって、公表・公示情報、公益法人データベース、FAQ等の公益法人等関連情報をオンラインで入手可能にすること ②法人にとって、各種申請、提出すべき書類の提出、申請処理状況の照会について、全て電磁的記録をもって行うことが可能であると同時に、制度理解の助けとなる情報や監督に関する情報等を得られること ③行政庁にとって、共通のシステムを共同で管理・運用することにより、行政庁間の業務の標準化、簡素化・効率化を図ること といった各関係者の利便に資する仕組みについて、できる限り簡素・効率的な形で提供することを実現している。 「公益法人information」が国民・法人・行政庁により多くアクセスされることを通じ国民・法人・行政庁への利便が向上していくため、「公益法人information」へのアクセス数を測定指標とした。 目標については、「公益法人information」トップページへのアクセス数が対前年度比で増加することを目標とする。					
3 定期立入検査の実施件数	—	(検討中)	—	平成26年度	—	—	(検討中)	—	—	—	—	公益法人の監督に当たっては、「監督の考え方」(平成20年11月21日内閣府)において、「公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める」こととしており、公益法人の適正な運営を確保するためには、内閣府として立入検査を適正に実施していくことが重要であることから、定期立入検査の実施件数を測定指標とした。 目標については、公益法人に対し定期的に行う立入検査について、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日内閣府)において「第2回以降の立入検査については、直近の立入検査実施後3年以内に実施することとする」とされていること、移行期間中は法人数が増加し続けていたこと、法人からの事業報告の提出期限が事業年度終了後3か月以内とされていることを考慮しつつ、平成25年度の実施実績を踏まえながら、平成26年4月を目途に設定することとする。					

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
公益法人制度適正運営推 (1)進費 (平成26年度)	—	—	—	93,837	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・法人データベース、法人活動事例紹介 等 ・法人運営の参考となる情報、監督に関する情報提供 等 ・申請のポイントを解説した動画コンテンツ、申請書の記載例 等 ○ニュースレター「公益認定等委員会だより」、パンフレット「民間が支える社会を目指して」の発行など各種媒体の活用 ○内閣府職員による窓口相談、民間の専門家を活用した相談会、申請法人を対象とした内閣府職員による基礎的研修会等の法人支援 ○監督のための職員による公益法人への立入検査 	
施策の予算額・執行額	—	—	—	93,837 (-)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-76(政策18-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究					担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	総務部長 籠宮 信雄 景気統計部長 中垣 陽子			
施策の概要	経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究					政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進					
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第5号		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	24年度	目標年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	37,863	24年度	前年度比増	26年度	前年度並み 37,863	前年度並み	前年度比増	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、研究等の成果に一定の評価が得られたものとするため。
2 景気指標に関するHPへのアクセス件数	302,678	24年度	前年度比増	26年度	前年度並み 302,678	前年度並み	前年度比増	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、研究等の成果に一定の評価が得られたものとするため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 経済社会活動の総合的研究に必要な経費(平成12年度)	473,592 (393,629)	466,865 (360,222)	386,356	331,752	1.2	経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究を行い、ESRI Discussion Paperや景気指標等の形で政策の企画立案・推進を支援するとともに、HP等を通じて国民への情報提供を行う。						
施策の予算額・執行額	473,592 (393,629)	466,865 (360,222)	386,356	331,752	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-77(政策18-施策②))

施策名	国民経済計算				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部企画調査課長 二村 秀彦				
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進						
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第6号		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	100%	23年度	100%	26年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	「公的統計の品質に関するガイドライン」が平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せられたことを受け、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表を100%達成することを目標値として設定。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
新たな国際基準である2008年国民経済計算体系(2008SNA: System of National Accounts 2008)への対応	一部事項のみ対応済み	24年度	2008SNAの実装完了及び計数の公表	28年度	個別項目の課題の洗い出し	個別項目の対応方針の検討	対応方針の決定	実装作業の開始	実装作業の完了及び計数の公表	-	-	国連において、1993SNAに代わる新たな国民経済計算体系として2008SNAが平成20～21年に採択されたことを受け、26年度から始まる新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会からの答申において平成28年度末までに実施することとされているため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
国民経済計算に必要な経費(平成12年度)	283,238 (225,042)	250,673 (191,941)	199,011	223,008	1, 2	・国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施する。 ・これら事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。						
施策の予算額・執行額	283,238 (225,042)	250,673 (191,941)	199,011	223,008	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-78(政策18-施策③))

施策名	人材育成、能力開発				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 松風慶一				
施策の概要	①計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。 ②当研究所が有する国民経済計算(SNA)統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアジア諸国の実務担当専門家を対象とするSNA研修の実施。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進						
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第56号	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 研修に対する研修員アンケートの満足度	84.2%	平成20年度	87%以上	26年度	87%以上	87%以上	87%以上	-	-	-	-	各研修において研修員の87%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。 根拠:基準年度(調査開始年度)から平成24年度までの満足度の平均を目標値に設定
2 分析技能の習得・向上を図る研修での達成度	-	-	-	26年度	-	-	(*)	-	-	-	-	Excel技能研修等の分析技能の習得・向上を図る研修に於いて、平成26年度以降は研修終了時にレベルチェックを実施し、研修期間中の達成度を測る (*)研修の試行後、基準値、目標値を設定する
3 語学関連研修での向上度	-	-	-	26年度	-	-	(*)	-	-	-	-	語学研修では、受講前に全受講生のレベルチェックを実施していた。平成26年度以降は、研修終了時に再度レベルチェックを実施し、研修期間中の向上度を測る。 一定のレベルアップが見られれば、当該研修の目的は達成されたと判断出来る為。 (*)研修の試行後、基準値、目標値を設定する
4 SNA研修(アジア諸国向け)研修参加者数	7名	平成24年度	7名以上	26年度	7名以上	7名以上	7名以上	-	-	-	-	各国統計機関における本研修参加により、長期的に当該国SNA統計の精度向上が見込まれる為 根拠:各年度招聘者数を表示
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 経済研修所運営 (平成12年度)	13,132 (8,804)	12,945 (9,487)	13,392	13,413	1	・各府省の職員に対し、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修及びSNA研修の実施 ・発展途上等の政府関係機関の職員を対象にSNA研修、マクロ経済政策等の研修の実施						
施策の予算額・執行額	13,132 (8,804)	12,945 (9,487)	13,392	13,413	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-79(政策19-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な運営				担当部局名	迎賓館、大臣官房企画調整課国際室	作成責任者名	庶務課長 小林 秀夫				
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。				政策体系上の位置付け	迎賓施設の適切な運営						
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行う等、日本の外交に資するものとする。その迎賓施設の役割について国民の理解を深めるため、迎賓館参観及び前庭公開を行うものとする。				目標設定の考え方・根拠	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日閣議了解) 「京都迎賓館の使用について」(平成17年3月16日内閣総理大臣決定) 「迎賓館別館の使用について」(平成24年6月11日内閣総理大臣決定)			政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数	0件	平成25年度	0件	平成26年度	-	0件	0件	-	-	-	-	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで施設管理上の苦情等(迎賓館の責により寄せられた不満足の表明等)の経験はなく、賓客国から感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
2 接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合	100%	平成25年度	100%	平成26年度	-	100%	100%	-	-	-	-	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで賓客国から要請された対応(合理的理由に基づく依頼等)については感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
3 赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「ある程度満足」の合計割合)	81.5%	平成22年度	90%以上の維持	平成26年度	80%以上	80%以上	90%以上	-	-	-	-	迎賓施設の役割等への理解度を検証するとともに、迎賓館参観及び前庭公開実施方法の改善に資するため設定。これまでの高評価は、参観者等の意見を踏まえ、参観等の実施結果を分析・検討し、課題解決に向けて改善努力することにより、国民目線でのおもてなし対応を行った結果。今後も過去の実績を踏まえ、高水準の満足度(90%以上)の評価を継続・維持することを目指す。(実績推移:H22年81.5%、H23年85.0%、H24年93.3%、H25年93.5%)
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 赤坂迎賓館参観経費 (参観:昭和50年度、前庭公開:平成22年度)	15,204 (15,543)	15,113 (16,442)	15,375	15,741	3	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観(参観、前庭公開)を実施。参観については、夏季に10日間実施。参観希望者の募集を行い、応募多数の場合には抽選により参観者を決定。前庭公開については、秋季に3日間実施。入場は自由で申し込み等は不要。参観及び前庭公開とともに、写真パネル等により接遇時の様子を展示し、また、説明員による室内装飾等あるいは建築様式等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。						
(2) 京都迎賓館参観経費 (平成17年度)	15,064 (15,064)	14,002 (13,544)	13,805	12,821	3	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施。参観期間は10日間。応募多数の場合は、抽選により参観者を決定。参観に当たっては、接遇時のしつらいの再現、各種説明パネル等による接遇の様子、京都迎賓館で用いられた伝統技能・伝統技術の説明の展示をし、また、説明員による各室の特徴等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。						
施策の予算額・執行額	887,000 (831,299)	835,627 (794,220)	825,079	851,832	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-80(政策20-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進				担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	参事官 山谷 英之				
施策の概要	国民への広報啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。				政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進						
達成すべき目標	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律及び北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針において、国は粘り強い外交交渉の後押しする国民世論の啓発を図ることとされている。		政策評価実施予定時期 平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	月1回以上 22年度	年24回以上 30年度		月1回以上							情報提供ツールとして、ホームページにおける随時の更新が適当であるため。
2	北方対策本部ホームページへのアクセス件数	79,982件 23年度	150,000件 30年度		前年度以上 120,760件	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	150,000件以上	ホームページによる国民への周知度を測定する指標として適当であるため。
3	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事(「独」北方領土問題対策協会が主催する行事を除く。)の回数	129回 15年度	100回以上 30年度		100回以上 148回						100回以上	すそ野の広い国民の理解と関心を高めるため、全国各地において、各種大会、講演会、研修会、署名活動等が少なくとも毎年100回以上実施されるよう働きかけを行うことが必要であるため。
4	「北方領土問題教育者会議」の設置数	40都道府県 24年度	47都道府県 28年度		基準年度 40都道府県	前年度比増	前年度比増	前年度比増	47都道府県	47都道府県	47都道府県	学校教育における北方領土教育の充実を図る環境整備に向け、全都道府県に「北方領土問題教育者会議」が設置されるよう働きかけを行うことが必要があるため。
5	「エリカちゃん」フェイスブックの「いいね」の数		前年度比増 30年度		—	基準年度	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	相対的に北方領土問題への理解と関心が低い若年層をターゲットにした広報ツールとして、「独」北方領土問題対策協会が運営しているフェイスブックの認知度を上げる必要があるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1)	北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)	332,114 (327,161)	165,410 (141,920)	43,437	52,609	1, 2	北方領土問題の早期解決のため、粘り強い外交交渉の後押しする国民世論の啓発、特に、若い世代への啓発として、修学旅行生等への学習機会の拡充などを実施することにより、国民の正しい理解と関心の促進を図ることが見込まれる。					
(2)	北方領土隣接地域振興啓発経費(平成15年度)	25,303 (25,181)	25,303 (25,487)	25,303	26,026	1, 3	返還要求運動の原点とも言うべき北方領土隣接地域における振興啓発事業を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。					
(3)	独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金に必要な経費(平成15年度)	1,325,973 (1,325,973)	1,310,278 (1,310,278)	1,235,731	1,214,535	1, 2, 3, 4	「独」北方領土問題対策協会と連携したフェイスブックやツイッターなどのSNSを活用した啓発や「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等の活動を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。また、「北方領土問題教育者会議」の設置の要請を未設置県に行うこと等により、同会議の設立が見込まれる。					
施策の予算額・執行額		1,683,390 (1,678,315)	1,500,911 (1,477,685)	1,304,471	1,293,170	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	ロシアのプーチン大統領とは、四度首脳会談を行い、外務・防衛閣僚協議も開催されました。個人的な信頼関係の下で、安全保障・経済を始めとする協力を進めるとともに、平和条約締結に向けた交渉にしっかり取り組み、アジア・太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築してまいります(第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-81(政策21-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進					担当部局名	国際平和協力本部事務局	作成責任者名	参事官 小林 真一郎			
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。					政策体系上の位置付け	国際平和協力業務等の推進					
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。					目標設定の考え方・根拠	国際平和協力法第1条において、同法の目的として、国際平和協力業務等の実施により、「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」が規定されている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	平成19年度	肯定評価	平成26年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価					国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協力法第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 国際平和協力隊の派遣等経費(平成4年度)	260,190 (198,386)	246,412 (172,809)	190,071	157,267		1	国際連合の要請等に基づき、国際平和協力業務を実施するため、国際連合平和維持活動等に参加する国際平和協力隊員の派遣等を行う。					
(2) 国際平和協力のための人材育成経費(平成17年度)	43,306 (24,155)	40,921 (33,683)	38,693	45,798		1	既に国際平和協力の現場で活動し、同分野における知見を有する者を対象として、公募を実施し、選考を行ったうえで国際平和協力研究員を採用。国際平和協力分野に関する調査・研究活動のほか、研究員各自の専門性を発揮しつつ各種事務局業務に従事させることにより、総合的な能力向上・人材育成を図るとともに、事務局機能の強化を図る。					
(3) 人道救援物資備蓄経費(平成9年度)	125,734 (87,561)	102,283 (96,626)	116,348	151,231		1	国際連合等の要請に基づき、人道的な国際救援活動に係る物資協力を迅速に実施するため、基本的な人道救援物資の備蓄を行う。					
施策の予算額・執行額	429,230 (310,102)	389,616 (303,118)	345,112	354,296	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成26年1月24日) 我が国は、南スーダンを含め国連平和維持活動(PKO)に更に貢献し、要員派遣や人材育成などを通じて、平和維持・平和構築を推進します。					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-82(政策22-施策①))

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡				担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	企画課長 渡邊 清				
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等において、科学に関する重要事項の審議を行い、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。				政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡						
達成すべき目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。				目標設定の考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 意思の表出の件数	62件	平成23年度	62件	平成26年度	8件	10件	62件	-	-	-	-	日本学術会議の主な活動として、審議結果の政府・社会に対する提言等(意思の表出)があり、審議活動の状況を測る一つの指標として、意思の表出の件数を掲げた。また、日本学術会議は、会員の半数改選を3年毎に行い、半数改選毎の3年間を1期として審議活動を行うため、3年前である平成23年度の意思の表出件数を元に、特殊要因による件数の増減を勘案して目標値を設定した。
2 共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	8回	平成25年度	8回	平成26年度	8回	8回	8回	-	-	-	-	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を測る一つの指標として、会議の開催回数を掲げた。なお、目標値はこれまでの開催実績を勘案して設定した。
3 学術フォーラムの開催回数	10回	平成23年度	10回	平成26年度	10回	10回	10回	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの指標として、開催回数を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
4 学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	95%	平成25年度	90%	平成26年度	80%	80%	前年度以上	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
5 地区会議公開講演会の開催回数	8回	平成22年度	7回	平成26年度	7回	7回	7回	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの指標として、開催回数を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
6 地区会議公開講演会の開催回数来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	85%	平成25年度	80%	平成26年度	-	80%	前年度以上	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 科学に関する重要事項の審議等(昭和23年度)	302,020 (291,469)	212,831	243,976	302,022		1	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会・分科会において審議を行い、提言等を取りまとめ、日本学術会議の意思の表出として政府・社会等に対する提言等を発出している。					
(2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	233,977 (211,035)	195,918	183,450	187,582		2	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。					
(3) 科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	3,362 (2,464)	3,227	3,227	3,278		3, 4	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。					
(4) 科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	13,272 (13,163)	7,896	7,884	8,144		5, 6	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。					
施策の予算額・執行額	552,631 (518,131)	419,872 (397,637)	438,537	501,026			施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-83(政策23-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進				担当部局名	官民人材交流センター総務課	作成責任者名	総務課長 田中 愛智朗				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、官民間の人材移動を活性化し人材の有効活用の実現を推進する。 				政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度の施行に伴い、それを効果的に行うため、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人事交流を推進するため、企業・府省間の意見交換会を実施する。 				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うとの理念にしたがって「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)において、早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移す、再就職支援の仕組みや実施状況について透明性を確保する。 ・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)において、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 とされている ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行うとの理念にしたがって、官民人事交流推進ネットワークにおいて、企業・府省間の交流を推進するように努める(平成21年2月26日官民人事交流推進会議了承)とされている 	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 民間委託による再就職決定率 (再就職者数/支援人数)	-	-	出来るだけ高く	26年度	/	-	出来るだけ高く	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)等において、早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施するとされているため ・目標値については、前年度からの事業で実績値がないことから出来るだけ高く設定
2 総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会に関する指標(P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省及び人事院並びに経済3団体と連携し、国と民間企業の人事交流を推進するために意見交換会を実施する必要がある、官民人事交流推進ネットワークにおいて、企業・府省間の交流を推進するように努める(平成21年2月26日官民人事交流推進会議了承)とされているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 再就職支援の実施 (平成25年度)	/	/	50	52	1	<ul style="list-style-type: none"> ・応募認定退職をする者であって、再就職支援を受けることを希望する者に対する再就職支援の提供に係る業務を支援会社に委託して実施し、再就職支援の実施に係る状況について毎年1回公表する 						
施策の予算額・執行額	/	/	50	52	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-						